

平成 2 7 年 第 3 回 定例会

浦 臼 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 9 月 1 6 日 開会

平成 2 7 年 9 月 1 8 日 閉会

浦 臼 町 議 会

浦臼町議会第3回定例会 第1号

平成27年9月16日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 7号 専決処分した事件の承認について [平成27年度
浦臼町一般会計補正予算（第3号）]
- 7 承認第 8号 専決処分した事件の承認について [平成27年度
浦臼町一般会計補正予算（第4号）]
- 8 承認第 9号 専決処分した事件の承認について [平成27年度
浦臼町一般会計補正予算（第5号）]
- 9 議案第43号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）
- 10 議案第44号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例につ
いて
- 11 議案第45号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例について
- 12 議案第46号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例につ
いて
- 13 議案第47号 浦臼町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について
- 14 議案第48号 浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 15 議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規
約について
- 16 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更す
る規約について
- 17 議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部
を変更する規約について
- 18 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める
ことについて
- 19 同意第 4号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 20 報告第 3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告に
ついて
- 21 認定第 1号 平成26年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 2 2 認定第 2 号 平成 2 6 年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 2 3 認定第 3 号 平成 2 6 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 2 4 認定第 4 号 平成 2 6 年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 2 5 発議第 5 号 事務の検査について
- 2 6 意見書案第 4 号 安全保障関連法案の国民への十分な説明と徹底審
議を求める意見書について
- 2 7 意見書案第 5 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実
・強化を求める意見書について
- 2 8 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会合同）
- 2 9 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会）
- 3 0 議員の派遣について

○出席議員（9名）

議長	9 番	阿 部 敏 也 君	副議長	8 番	小 松 正 年 君
	1 番	野 崎 敬 恭 君		2 番	中 川 清 美 君
	3 番	柴 田 典 男 君		4 番	東 藤 晃 義 君
	5 番	折 坂 美 鈴 君		6 番	静 川 広 巳 君
	7 番	牧 島 良 和 君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	齊 藤 純 雄 君
副 町	長	川 畑 智 昭 君
教 育	長	浅 岡 哲 男 君
総 務 課	長	河 本 浩 昭 君
総 務 課	主 幹	石 原 正 伸 君
くらし応援課	長	加 賀 谷 隆 彦 君
くらし応援課	主 幹	中 田 帯 刀 君
長 寿 福 祉 課	長	大 平 雅 仁 君
長 寿 福 祉 課	主 幹	杉 山 優 子 君
長 寿 福 祉 課	主 幹	齊 藤 淑 恵 君
産 業 建 設 課	長	大 平 英 祐 君
産 業 建 設 課	技 術 長	馬 狩 範 一 君
出 納 室	主 幹	武 田 郁 子 君
教 育 委 員 会		竹 内 富 美 代 君

事務局次長

農業委員会
事務局次長

宮 本 英 史 君

教育委員会
委員長

今 田 厚 子 君

農業委員会
委員長

佐 藤 浩 司 君

代表監査委員

星 和 行 君

○出席事務局職員

局長

遠 山 敏 温 君

書記

西 川 茉 里 君

◎開会の宣告

○議長

おはようございます。

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。

ただいまから、平成27年第3回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、7番牧島議員、8番小松議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、平成27年第2回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告をいたします。

8月3日から5日、空知町村議会議長会の中央要望実行運動を開催しております。各町が抱えます問題の早期解決のため、道選出の国会議員、そして諸問題の関係官庁の幹部職員に要望書を提出し、各町の問題の早期解決に向けての強い要望をしまいったところであります。

以上であります。

次に、町長より浦臼町教育大綱の提出がありましたので、写しをお手元に

配付してありますので、報告済みといたします。

次に、教育委員会委員長より平成26年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、報告済みといたします。

次に、監査委員より平成27年7月分から8月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので、ご承知願います。

続いて、総務常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですので、ご承知願います。総務常任委員会所管事務調査は報告済みとします。

続いて、農林建設常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですので、ご承知願います。農林建設常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

平成27年第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告をさせていただきます。

本日をもって招集いたしました第3回定例会においては、報告1件、承認3件、同意2件、認定4件、議案9件を提出いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分なご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第2回定例会以降の行政報告について、お手元の資料をごらんいただき、主なものを口頭にてご報告をさせていただきます。

6月29日、全国農業農村整備の集いが東京にて全国農業関係者約800人が参集して開催をされ、私も出席をしております。

これは、平成27年度国の当初予算が大幅に削減されたことを受け、次年度の当初予算の大幅な予算増要望などをし、関係各省庁に要請活動をしているところであります。

今回、国の骨太の方針に初めて土地改良事業の推進が明記され、新年度予算に期待をするところであります。

8月3日、認定こども園開設について、深川市にて社会福祉法人謡藍会のナガクラ理事長と協定を結んでおります。全面的に認定こども園開設について協力をいただけると確認をしております。

これを踏まえて、9月9日には15名からなる浦臼町認定こども園開設準

備検討委員会を立ち上げたところであります。

8月4日には、1市3町交通事故セーフティ運動総決起大会が本町にて開催をされております。6月6日に発生した砂川市での悲惨な交通事故を踏まえ、地域住民を交通事故から守ることを再確認をしております。

ちなみに、その会場にて、本町は北海道交通安全推進委員会より、死亡交通事故ゼロ2,000日達成の表彰を受けております。

以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第2回定例会以降の教育行政について、ご報告申し上げます。

あらかじめ報告書をお配りしておりますので、主なものについて報告させていただきます。

7月21日、高知県立龍馬記念館から前田学芸課長が来町し、本年は龍馬生誕180年で生誕記念イベントとして、高知県立龍馬記念館主催の坂本家家族のきずな展の開催に当たり、資料館所蔵の龍馬直筆の手紙の借り入れ依頼、並びに坂本家の子孫であります坂本直行さんから六花亭包装紙の画家でございます遺品が奥さんである坂本ツルさんから、前田学芸員課長を介して、スケッチブック、画材収納箱、直行さんの頭部のブロンズ像、茶だんすなど8点の寄贈を受けました。

7月22日、奈井江・浦臼町学校給食組合第1回臨時教育委員会では、7月9日に発生しました給食異物混入事故、たわしの一部が混入したおわびと原因、経過の報告及び今後の対策について会議が開催されました。幸いにして、児童には健康被害が出ておりませんでした。

8月6日、向井七星さんが、ひむかの国第7回子ども落語全国大会最優秀賞受賞報告がありました。七星さん5年生は、砂川市地域交流センター事業、ゆう楽亭キッズ落語教室に小学校2年生から通い始め、ことし7月25日に宮崎県日向市におきまして全国大会に初参加し、最優秀賞の榮譽を受けられました。

浦臼町におきましても、文化スポーツ活動の推進として、文化・体育大会派遣助成制度がありますので、向井さんにも申請いただいております。

また、全国での最優秀賞の落語を町民に披露する機会を設けてほしいという要望があったことから、町民文化祭に合わせた浦臼町芸術鑑賞会を2部構成とし、米食亭七星さんと師匠であります笑生十八番さんの古典落語の披露を予定しております。

記載はありませんが、8月25日に文部科学省から全国学力学習状況調査の結果の公表がなされました。

浦臼町におきましては、昨年同様学校から学力学習調査の結果と分析をした公表が学校だよりを通し、保護者や地域住民には学校だよりの回覧となりますが、公表をする予定でございます。

教育委員会といたしましても、保護者、地域住民に対し説明責任を果たすことから重要と考えておりますことから、この場の報告をさせていただき、さらには道教委で発行する北海道版結果報告書においても、教科の領域別リーダーチャートで示した形で掲載することとなります。

浦臼町での調査結果は、小学校では知識に関する問題、活用に関する問題、いずれも正答率は北海道平均同程度下位の傾向にあります。教科別では北海道と比べ、算数知識が下回り、国語活用がやや下回り、国語知識、算数活用、理科については同程度に位置しております。

学校を初め教育委員会、家庭、地域での取り組みが浸透しつつある中での結果であり、本年度については全国平均を下回り、算数知識、国語活用では大きな差が出た状況は厳しく受けとめております。

学習状況調査におきましては、朝食を食べている、物事を最後までやり遂げうれしかったことがあると全員が答えております。

1日当たりのテレビ、コンピューター、携帯でのゲーム時間、携帯、スマートフォン、インターネットの使用時間、携帯スマートフォンを持っていない児童は4割と、ほぼ全国平均にあります。

学校の授業時間以外の学習時間は、70%の児童が1時間以上予習復習に充て、学校に行くのが楽しいと思う。どちらかというと思うに全員が回答しております。

中学校では、教科での差はありましたが、5教科全体として、全国同程度の結果となりました。教科別では全国と比較し、国語活用、理科ではやや上回り、国語知識、数学知識は同程度、数学活用では下回った結果となりました。

学校を初め家庭での取り組みが一定の成果としてあらわれたものと受けとめておりますが、数学知識活用においては北海道をやや下回っている状況は厳しく受けとめております。

学習状況調査では、朝食を食べているには、94%の生徒が食べていると回答し、物事を最後までやり遂げうれしかったことがあると全員が回答し、友達の前で自分の考えや発表することは得意であると、全国平均を大きく上回る76%の生徒が回答しております。

1日当たりのテレビ、コンピューター、携帯でのゲームの時間、携帯、スマートフォン、インターネットの使用時間は全国を上回っておりますが、学校の授業以外の学習時間は全国をやや上回っております。予習復習時間については大きく上回りました。携帯、スマートフォンを持っていない生徒は2割弱とほぼ全国平均値でした。

全体として、前向き、発展的な回答が多い傾向にあります。

この調査は、学力の一部であり、学力すべてではありません。序列をあら

わしているものでもありませんが、この結果を教育委員会や学校は真摯に受けとめ、調査を活用し、検証、改善サイクルを確実にし、正答数の少ない児童生徒の学習状況の改善、さらには教科で格差のないバランスのとれた教育に一層の努力が必要と考えております。

また、学習状況調査結果を積極的に分析活用することで、社会で生き抜く確かな力と人の優しさ、痛みのわかる心豊かな社会人に育つよう、学校、家庭、地域の連携を密にし、取り組んでまいります。

以上、ご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げ、教育行政の報告とさせていただきます。

○議長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、小松正年議員。

○8番（小松正年君）

議長のお許しをいただきましたので、第3回定例会に一般質問させていただきます。

中心市街地活性化と町民の安心・安全となる商業複合施設の取り組みについて質問させていただきます。

本町は、近隣市町、滝川市、砂川市、奈井江町、美唄市へのアクセスがよくなり、購買流出が70%を超えております。

さらには、共同購入、移動販売、通信販売等で購買流出がふえつつあり、また本年町民の生活に欠かせない生鮮三品を扱うお店がAコープのみとなっていました。

Aコープの経営についても大変厳しく、店舗の老朽化とあわせて今後についての運営を検討すると聞いております。

商工会は、平成25年度地域活性化事業、商店街活性化事業、平成26年度地域商店街活性化事業を2年間事業を実施し、町民アンケートや経営者アンケートを実施しております。

町民の意見から、買い物途中に気軽に休める場所や高齢者の交流、相談サービスができる場所などの意見もございました。

いずれも、コミュニティー施設が必要と感じている人が多くありました。

これを踏まえ、まちなか休憩所を開設し、アンケートをとったところ、利用者の90%の方が、今後もこのような施設を必要とするという結果でありました。

高齢者など買い物弱者の生活の安心・安全、住みよい町、人口流出を防ぐためにも商業複合施設を考えるべきと思いますが、町長の考えを伺います。

○議 長

町長、答弁願います。

町長。

○町長（齊藤純雄君）

小松議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、本町では小売業を中心に町内の購買ニーズにこたえてきたところではありますが、小規模個人経営が大部分を占める商業構造にあって、車社会、消費者ニーズの多様化など購買力の流出が続き、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は厳しさを増している状況にあることは議員ご指摘のとおりであります。

アンケート調査のご意見については、ことしも社会福祉協議会が地域の交流場所として、ふれあいステーション内に5月から10月まで寄り道サロンを行っており、町民のニーズがあることも理解をしているところであります。

現在、町内で生鮮三品を扱う店はJAピンネ浦臼支所だけであり、町民生活に重要な役割を果たしていただいております。

また、JAピンネ中期経営計画の中で、浦臼支所の建てかえ等について検討していると記載されており、このたびJAピンネよりこの件について相談を受けているところであります。

町としても買い物難民を防ぎ、地域住民の生活を守ることが重要課題であると認識しており、今後、行政、商工会、JAの3者でこの問題等についてしっかり協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

小松議員、再質問。

小松議員。

○8番（小松正年君）

それでは、再質問ですけれども、Aコープ浦臼支所は商店街の中心に位置して、生鮮食品提供機能を有するいわゆる施設であり、浦臼町民の安心・安全な生活基盤を維持する上で不可欠な存在であります。

しかし、浦臼支所店舗につきましては、昭和36年10月竣工しておりますが、築56年を経過し、施設の老朽化に伴い危険な状態になっております。

建築基準法に基づく耐震基準は満たしておらず、撤去、新設するにも多額の費用負担が必要であるというふうに考えておりました。同店の老朽化に対する維持費の増加や経営資源集中に伴い同店の閉鎖を検討されるというようなことになっては大変だなというふうに考えております。

商店街の空洞化、買い物弱者の増大を町の増大とそれから町の機能が失われるということにもなり、さらに人口の流出につながるのではないかと、人口減少がさらに加速するものと思われま。

こういったことから、近隣町村、空知管内の中にもこういった問題を抱えている町が幾つかございまして、近くは奈井江町の新砂川農協で奈井江支所

を改装しております。

また、新聞等にもございますように、沼田町にもそういう計画があるというふうに新聞報道でもされておまして、さらには今検討されているところが、北竜町もそういったことで農協の建てかえに伴って撤退するという話で、その中で町も取り組むというような形の中で今話が進んでいるというふうに伺っております。

近隣についてもそういった状態が、浦臼町についても同じように地域に生活の拠点としてあります生鮮三品の問題が今後存続するという部分については大変重要な問題ではないかというふうに私も思っているところでございます。

商工会としましても、町の機能というかお店がなくなるということは、それだけ町に対して買い物客が対流する、そういう機会を失うということになりますので、商工会としてもマイナスの減少があるのではないかと危惧しております。

そういった中で、町もこのことについて大きく問題意識を持っていただいて、今後これに取り組む姿勢といいますか、考え方を町長に伺いたいと思えますが、当然町の行政、財政の中でそういったものを賄うには大変重いものであるというふうに私も考えておりますが、その中で何かそういったものの補助制度というか、そういうものがもし考えているとすれば、何かあればお伺いしたいというふうに考えておりますが、よろしく申し上げます。

○議 長

齊藤町長、答弁願います。

町長。

○町長（齊藤純雄君）

今、生鮮のお店が農協のスーパーだけということでもありますので、何とかそこを残してほしいと、こちら側の思いもあります。

今、農協の方から補助金を使って、商工会、行政、それから運営する農協が3者でやる部分については、いろんな縛りがあったり、その対象外、対象内ということがあって、全額の補助ではありませんけれども、一つあることはあります。

今後、担当課から商工会、それから農協、3者で集まって協議をしていきたいというふうに思っております。

町としても、農協のストアをできるだけ農協さんに継続して行ってほしいという思いは強く持っておりますので、その部分を農協には意を酌んでいただいて、積極的に次の段階に行けるようになればいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

小松議員、再々質問ありますか。

小松議員。

○ 8 番（小松正年君）

ただいま、町長の方からいろいろお話がございましたけれども、そういった補助事業というか、そういうものが奈井江町も同じような事業で取り組んで、新しくそういう店舗というのですか、施設を建てておるのですけれども、そういうものをうまく活用しながら、ぜひ浦臼町の町民の安心・安全のためにもそういったことで継続的に農協の店舗が続けていただけるような方向で検討していただきたいなというふうに考えています。

最後に、買い物弱者についてのいろいろ浦臼町、近隣に3本の橋ができて、町外にかなりの方が流出して、商工会に対していろいろと支援をしていただきながら、プレミアム商品券だとかいろんなことを手当てしていただいておりますけれども、今後についてもそういった支援ということを継続的にお願い申し上げて、これは質問ではございませんので、意見としてよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○ 議 長

答弁はよろしいですね。

○ 議 長

それでは、発言順位2番、柴田典男議員。

○ 3 番（柴田典男君）

議長のお許しを得ましたので、第3回定例会におきまして、町長に2点についてお伺いをしたいと思います。

1点については、地域活性化策を考えるということで、1点については安全・安心のまちづくりとしてということで2点でございます。

最初に、1点目の地域活性化策を考えるということでございますけれども、国は地方創生総合戦略として、地方に人口減少や少子高齢化、さらに地方の活性化策を地方みずからが考え取り組む政策を求めています。

内容的には、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定を地方に求められており、本町においても戦略会議を設立し、早期の計画と策定の準備を進めていると思っておりますけれど、一つ目の質問といたしまして、現在の進捗状況はいかがか、2点目としまして、第4次浦臼町総合振興計画との整合性と将来に向けた活性化対策としての町長の実効性のある総合戦略の策定に向けた考えはいかがなものかということで、3番目に活性化に向けた事業として、町税1%まちづくり事業の取り組みを提案するものであります。

二つ目の質問といたしまして、安全・安心のまちづくりとしてということでありますけれども、近年突然の災害に対する防災カメラの必要性が言われるとともに、防犯カメラがさまざまな事件や捜索の都度にその解決に欠かせないものとなっています。

本町においても、公共施設、駐車場において、過去車上荒らしが数回も発生し、何度も繰り返されています。

安全・安心のまちづくりの一つとして、まず多くの方が集う場所について

防犯カメラの設置が必要と考えます。

そこで、質問いたします。

一つ目として、本町における防災及び防犯カメラの設置状況はいかなものか。

二つ目として、公共施設を初めとして、防犯カメラ設置が必要と考えるが、いかがでしょうかということでございます。

○議 長

斉藤町長、答弁願います。

町長。

○町長（斉藤純雄君）

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

本年6月15日に、第1回総合戦略審議会を開催して以来、人口減少を克服するための施策について、本町の実情を踏まえて、国が上げる四つの分野、雇用対策、移住定住、少子化対策、地域づくりについて具体的な施策案の検討を進めているところであります。

当初の予定では、国からの上乗せ交付を受けることを視野に入れ、10月末の策定を目指し、協議を開始いたしました。その後、示された交付要件から当初の策定期間を断念し、12月末を目標に検討を進めている状況であります。

進捗状況につきましては、6月末から7月末にかけて、審議会委員、全職員、そして議会議員の皆さんから、施策の方針や必要な施策案について自由な視点で多くのアイデアをいただき、まちづくりの最上位計画であります総合振興計画と整合性を図りながら、現在まで審議会を2回、推進本部庁内会議を3回開催し、人口減少問題に資する施策として重点的に進めるべく事業について議論をしているところであります。

次に、実効性のある総合戦略の策定に向けた考え方のご質問であります。人口減少と高齢化の進行により、地域経済、医療や福祉などさまざまな分野において危機的な状況に陥ることが予測されておりますので、危機感とスピード感を持って、幅広い政策分野を対象として総合的に対策を講じる必要があると考えております。

そのためには、力強い地域産業をつくり、安定的な所得と雇用を確保しつつ、若い世代から高齢者まで住み続けたい、住んでみたいと思えるような魅力あるまちづくりを進めていくことが必要であると考えますので、引き続き審議会や議員の皆様と連携し、5年間の実効性のある戦略を策定したいと考えております。

議員ご提案の町税1%まちづくり事業につきましては、住民のまちづくりへの参加を促すきっかけとなるような制度であると考えますので、今後検討させていただきたいと思っております。

次に、防犯カメラの設置についてであります。現在町内の公共施設では、ふれあいステーション、除雪センター及び鶴沼公園のサンタリーハウスの3

カ所に防犯カメラを設置しております。

また、車上荒らしが発生した公共施設には、防犯灯を増設するなどの対策を行ってまいりました。

本年度につきましても、鶴沼消防団の詰所で車上荒らしが発生したことを踏まえ、実施主体は広域消防ですが、町内3カ所の消防団詰所に人感センサーつきのLEDライトを設置いたします。

防犯カメラが犯罪等の事件の解決に有効であることは認識しておりますので、各施設等における必要性等について、警察の指導もいただきながら、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

柴田議員、1件目の地域活性化についての再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

再質問いたします。

日々、総合戦略についての国の報道もいろいろあります。国も国民に対してアンケートを出して、例えばそれに基づいて、地方にこういう形で指導したいのだという、先日そういう報道もありました。

いかに地方が自分たちでどう考えていかなければいけないのかという本当に求められていることだなと思っています。

今回、1%事業を最後に提案申し上げているわけでございますけれども、これについては総務委員会の政務調査報告で平取町に伺った内容を示してありますので、具体的に全部は網羅していませんけれども、ほぼ記してありますけれども、わかりました、すぐ取り組みますということにはならないと思いますので、そうは思いますけれども、では、なぜ今回このような事業を提案させていただいたのかということをごひお考えいただきたいなと思うのであります。

確かに、今回戦略会議ということでもさまざまな方にアンケート、いろいろ聞きながら模索していると思っておりますけれども、やはり民が主体となてやっている事業ということで、自分は数年前からこの事業について興味を持っていました。

今回、町の方でも前期基本計画ということで、先日このような資料を出しましたけれども、この中でいわゆるコミュニティーという基本計画の欄があります。

その中で、町としてコミュニティー意識の高揚と人材の育成、それから地域コミュニティー団体への支援という項目もちゃんと載っております。

自分も考えながら、このような町としての考えが今回提案した事業については大いに役立つのではないかとということで、今回提案させていただいたものであります。

町長個人として、町のいわゆる活性化策として考えるものとして、柱とす

るものは何か、そしてそれに政策的にいろんな政策が付随していくものだと思いますけれど、そこら辺の基本となる町長のお考えをお聞きしたいと、それがこれからの総合戦略に対しての基本となるものと思いますので、それについてお聞きしたいのが一つと、今回ここにもありますけれども、自由な視点で多くのアイデアをいただいた。

役場の職員の方々のアンケートも実施したと聞いています。私どももそれぞれの立場の中でアンケートについてお答えさせていただきました。

先日、私どもと役場職員の若い方々との懇談会という初めての席もあったのですけれど、そんな中で若い人方としゃべりながら、それぞれがやっぱり町に対して意見はちゃんと持っている。

それで、こうしたらいいんだ、ああしたらいいんだという考えもそれぞれ持っている。

結局、それを拾い上げていくもの、あるいは拾い上げていく人たちがやっぱり育てていくものだなというふうに、これが一番大事なことだなと思ってしますので、そこら辺で多くのアイデアというのをぜひ自分としても、自分の範囲以外でどういう考えを皆さんがどういうものを持っているのかということ、ぜひ拝見したいなという部分もあるのですけれども、そこら辺のこういうアイデアがあったよという公表はするのかなどうかをお伺いしたいと思います。2点について。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

今、全国で総合戦略ということで人口減少対策をやっておりますけれども、なかなか、これをやれば必ず上向くというような特効薬的なものがないというのは皆様ご承知のとおりだというふうに思います。

ただ、そんな中で、何もしないわけにもいかないというところが非常にジレンマがあるところでありますけれど、今の質問で私の考え、やはり町の産業は中心はやっぱり農業でありますので、農業を派生した中でさまざまな活性化策、これを考えるのが一番妥当かなというふうな思いはっております。

人が来る、それから農業をやりたい人が来る、またそれを買いに来る人が来る、それから観光としての農業観光的なこと、いろんな農業にはそういう未知の部分もあると思うので、そこら辺については、いろんな方のご意見をいただきながら、取り組めるところから取り組んでいった方がいいかなと、そんなふうには思っております。

それから、職員の人材育成、職員の意見を吸い上げるということでもあります。

自由に意見を言いに来いということは、私も最初から言っているのですけれども、今までだれ一人来たことがないということで、そこら辺のやり方が私がちょっとうまくないのかなという思いがあります。

もう少し職員のそういう新たな意見を吸い上げるような方策もちょっと検討はしていきたいと、こんなふうに思っております。

最後の公表については、途中経過の公表なのか、最終的な決めたときの出てきた全部の公表なのか、ちょっとわかりませんが、いずれにしても1回すべてを出すことも全然問題はないのかなというふうに思っておりますので、何らかの形で皆さんにお示しをしたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

柴田議員、再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

調査報告にもあるのですけれども、平取町の内容なのですけれども、では、それをそのまま本町に持ってきて、事業としてできるかといったら、それぞれ町の事情がありますので違うと思うのですけれども、なぜ今回活性化によかったのかということをお話しさせていただきたいのですけれども、いわゆる町は1%、平取町は二億五、六千万円ですか、年間予算が200万円ぐらいの1%という事業総額です。

それに対して、4月にいわゆる各団体が、各団体といいましょうか、そういうそれに合った小団体をつくっても構わないのですけれども、自分たちは何をしたいのだ、これをしたいのだということが、その都度個人ではだめですから、仲間をつくって考えるわけですね。

その仲間が5月にプレゼンテーションをすると。プレゼンテーションをして、これをよし、悪しと判断するのも町民なのですね。

8名の審査員が別の申請をしたいのだというのを、お願いしたいのだという団体のプレゼンテーションを受ける。このプレゼンテーションが非常にいいらしいのです。

なぜかといいますと、自分はふだん町に対してこういう考えを持っている、だからこういうイベントをしたいから、例えば20万円の助成を受けたいのだという、そういう熱意のあるプレゼンテーションが、およそ各団体から同じ町民に対して出てくるわけです。

ですから、そこにビジョンは全然入っていないわけです。

ですから、そういう雰囲気町に対する同じ仲間としての活性化に非常に役立っているのだということをも町民の方々からも伺っているのです、非常にいい事業だなと。

ただ、これをよしとしたとしても、自分たちの町に合ったやり方としてやっていけばいいことで、ぜひともお考えいただきたいという、再度、お話しさせていただきます。

以上。

○議 長

それでは、2件目の安全・安心のまちづくりについての再質問。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

安全・安心のまちづくりとして、防犯カメラの設置について、今回特に絞って質問させていただいたわけですが、ご返答では防犯灯を設置すると。

それから、消防団詰所に人感センサーのLEDライトをつけるというご返答でありましたけれども、これが防犯上の効果としていかなものかなど。どうせやるのであればという考えがあります。

例えば、けさのニュースで、いわゆる山手線の放火についても、防犯カメラによって、ほぼ犯人が特定できたという報道がありましたけれども、これだけ都会に行くともう人の動きがすべてわかるぐらい防犯カメラの設置が相当あるとお聞きしております。

本町の車上荒らしについても、ことしの2月に活性化センターの前でお通夜のときに荒らされて、その後、例えば警察が葬儀屋の皆さんに注意を促すですとか、あと葬儀の皆さんに、車の中に貴重品を入れないようにということで、防犯上随分やってきたとはお伺いしていますけれども、例えば今回鶴沼の消防団の詰め所で車上荒らしがありましたけれども、ああいうふうにお話によりますと、あれは滝川市で車上荒らしして、鶴沼で車上荒らしして、月形町で車上荒らしして、何か向こうへ走り去ったという、連鎖的にこうやっていった犯人がいるみたいだということで、警察からお伺いしましたけれども、やはり今の防犯で必要なのは、1台国道に向けた防犯カメラがあると、いわゆる車を特定できるのに役立つというお話もありました。

もう今こういう環境ですから、必ずそういう人方というのは車を使っているわけですから、それでその車の移動の中にそういう、やはり砂川市についても、前回6月に砂川市の事故ありましたけれども、それについても結局ある2カ所の防犯カメラを分析することによって、彼らが百何キロ出していたという分析ができた。信号が青だったのではないかという分析までできた。

だから、やはり今警察が言うには、国道に向けたものもそういう防犯上必要かなというお考えもあるそうです。

活性化センターについても、できれば今は、防犯カメラがありますよという表示があっただけでも、防犯効果があるという、最初からダミーだと言ったらそれはおかしくなるので、それは言えませんけれども、やはりそれぐらい本当に防犯カメラを設置しているというだけで、もうその後、事件が起きないというお話を聞いていますので、その辺、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、参考までに設置費用はどれほどかかるのですか。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまの設置費用のご質問についてお答えをします。

平成25年に浦臼の駅、ふれあいステーションの防犯カメラが割れまして、

警察からの要望もありまして、新しいものを設置しました。そのときの費用が34万6,500円ほどでございます。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

柴田議員のおっしゃることは重々認識をしております。理解をしております。

先般、上砂川町でも道路の方に向けて防犯カメラを3基設置するような新聞記事も出ておりましたので、いろんな犯罪、事故多発する中で、抑止力になるのはやっぱりこういうものなのだろうなという意識は十分持っておりますので、今後警察とも十分協議しながら、前向きにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

柴田議員、再々質問ありますか。

ここで、暫時休憩いたします。

会議の再開を11時といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議 長

会議を再開いたします。

一般質問、発言順位3番、折坂美鈴議員。

○5番（折坂美鈴君）

平成27年度第3回定例会におきまして、町長に2点の質問をしたいと思います。

まず、1点目の質問であります。

計画的な町道側溝の整備を。

8月12日、鶴沼地区を中心とした集中豪雨は2時間で100ミリという極めて短時間に多量の雨が降り、河川増水、一部上流での出水や土砂流出、浸食被害などがありました。短時間であったため、農作物への被害についても56万5,000円という少ない値であったとの報告を受けました。

この時期、短時間に集中してという降り方のゲリラ豪雨はここ数年は常となっており、どこで災害が起こるかわからないという状態が続いています。

今回、被害が少なかったことの理由の一つには、河床の砂利上げや素掘り側溝の掘削など整備されていたことが功を奏したと考えられます。

防災の観点から、老朽化した橋梁や町道を計画的に整備していくのであれば、町道側溝の整備についても計画的に行っていくべきと考えます。

特に、山側について、災害危険箇所を徹底調査することから始めるべきと

考えます。

2点目であります。

総合戦略における農業振興策の位置づけは。

人口減少問題対策として、本町では基幹産業である農業振興策なくしては解決できないと考えます。

そこにはJAとの協力、連携も必要になってくるのではないのでしょうか。

より具体的な施策として、どのような意見が上がっていますか。

○議 長

斉藤町長、答弁願います。

町長。

○町長（斉藤純雄君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

道路側溝は道路整備時に周囲の排水状況や経済性を考慮し整備しております。

全施設の再整備は、基本的に市街地であれば宅地化し、周辺地形が変わった場所、農村部では排水形態が変わった場所について整備を進めてまいりました。

現在、現施設の簡易的補修や土砂上げなどの維持管理が主となっており、道路側溝の整備計画は作成をしておりません。

議員ご指摘のように、近年の集中豪雨による大規模な土砂災害の観点からも、側溝整備の重要性については十分認識をしておりますので、今後道路側溝の現状を的確に把握し、必要な箇所は整備をするよう努めてまいります。

次に、2点目の総合戦略における農業振興策についてであります。人口減少問題への対応は、地域社会を取り巻く様々な要素が重なり合い生じているものでありますので、人口減少の進行の緩和策としましては、さまざまな分野の対策を横断的に取り組むことにより、効果が得られるものと考えております。

地域を支える基幹産業である農業を強化し、経営の安定化を図るとともに、労働環境の改善などにも取り組み、農業の魅力を発信することにより、担い手の育成や新規就農につなげ、町の産業全体の活性化を図りたいと考えており、事業の内容にもよりますが、農業の振興にはJAとの協力、連携は欠かせないものと思っております。

農業振興に関していただいているご意見につきましては、新たな作物等への挑戦や農作業の効率化や省力化、付加価値をつけ、ブランド化などの取り組みへの助成制度を創設し、強い農業の確立に向けて後押しをするといったご意見を多数いただいております。

また、強い1次産業が確立された場合、6次産業への進展につながることへの考え方もいただいているところであります。

以上でございます。

○議 長

折坂議員、1点目の町道側溝についての再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

自然災害、近年たくさん続いておりまして、今回の鬼怒川の氾濫につきましては、死者を含む多くの犠牲者を生み、地域住民には多大な被害を与えております。

農作物の被害も甚大なものが続いておりまして、心配するところではありますが、ここは24時間に500ミリという多量の雨が降ったということで、日本の川はこの500ミリの集中豪雨が降ったときに堪えられる川はないというふうに聞いております。

だから、どこで自然災害が起こるかわからないというところで、本当に怖い思いを私たちは実感しているところではありますが、この鬼怒川の堤防が決壊したもう少し上流になると思うのですが、自然堤防があるところがありまして、そこが業者によって削られて、ソーラーパネルを設置した、そういう業者があったのだそうですけれども、そこはその自然堤防がなかったということで、越水という水が越えるですね、そういう現象が発生したということを知っておりますが、自然災害は仕方のないものではあります、人災にならないように自治体としては治水対策、こういうものをしっかりしていかなければいけないということと、この業者に対して、業者がこういうことをしたことに對して、周辺の昔から住んでいる住民たちは、ここの自然堤防を削ると大変なことになる、今に洪水が来たら大変なことになるという訴えを自治体に上げていたそうなのですね。

私が言いたいのは、この町民の訴えを真摯に聞くべきではないかというところで、浦臼町にも当てはまるのではないかとというところで、この例を出させていただいているのですが、浦臼町におきましては、山の木を伐採して、牧場を開いたところがあります。

山の保水能力が低下しているのではないかとというふうに周辺の住民は危惧しているところなのですね。

川の水が今までよりもちょっとの雨ですぐ増水をする、そういう現象もあります。

側溝が整備されていないので、ちょっと雨が降ると道路に雨水がずっと流れ出ています。

この状態がずっと続くとどうなるのだろうという、山の保水能力にも今、木がなくなったことで小さくなっておりますので、そういうことを心配するわけでありまして。

そういう住民の声が上がっているところをきちんと調査をして、その対策を早急にやってほしいというところを今再質問したいと思うのですね。

町長の答弁の中にも、側溝整備については土砂災害の観点から整備をしなければならないということは認識しているので、道路側溝の現状を的確に把握するとありますので、それでは今現在こういう危険な箇所、例えば川の配

管にしてもちょっと不具合があって、流木などが流れてきて、しょっちゅう詰まっている場所とかもあると思うのですよね。

現場をくまなく回っていらっしゃる担当の方にしかわからないと思うのですけれども、今取り組もうとしている箇所、整備が必要と思われる箇所がどのくらいあるかというところをお聞きしたい。

どのくらい把握していらっしゃるかということをお聞きしたいのと、住民の声をきちんと聞いてくださっているか、皆さんの意見を聞くというところを常日ごろやっていってほしいのですけれども、そういうことを今後やっていくかどうかという、この2点をお尋ねしたいと思いますが。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

本当に今どんなものが起こっても不思議でないような気候変動が日本じゅうで起こっていますので、議員おっしゃるように、事前に手当てをしていく、この必要性は本当に充分認識をしております。

まず、今言われたように町内にどれだけあって、どういう対策が必要かという、そのある程度の計画づくり、そこから進めることがまずスタートになるのかなというふうに思っていますので、担当とも話をしながら、そしてまた近隣の住んでいる方の意見というのは一番参考にもなると思っていますので、そういった中で進めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議 長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

質問にお答えします。

現在、私の方で確認しているという場所は山側に突っ込み線形になっている主として素掘り側溝になっている路線というのがかなり見受けられますので、そこは重点的に降雨の後にパトロールをしているという状況ではありません。

以上です。

○議 長

箇所については把握はなかなか難しいということですか。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

はい。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

素掘り側溝についてなのですけれども、もうちょっとの雨で、草が生えているところをきちんと今回掘削をやっていただいたので、水の通りがよく、

すぐにあふれなかったのかなという思いもありまして、そういう思いを実感したものでありますから、その素掘り側溝の整備について担当の方とお話しましたが、今後も中山間事業のお金を利用しながらやっていくというお答えはいただいているのですが、その素掘り側溝を計画的にトラフを入れていくという考えはないのかという、そういう予算は今後つけていただけるのかというところもお伺いしたいのですけれども。

○議 長

馬狩技術長。

○産業建設課技術長（馬狩範一君）

山間部のその素掘り側溝については、経済性の面もありますから、そこは十分考慮してやっていきたいと思いますが、町場の古くなった側溝、それから素掘り側溝については本当に地域の住民の声を聞いて、早急に整備するところはしていきたいと考えております。

○議 長

それでは、2点目の総合戦略についての再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

J A全中は、J A全国大会の組織協議案の中で、地方創生への積極参画を提起したとあります。J Aの参画は各地で広がっているというふうに聞いております。

それで、私ももちろん行政とJ A、それと農業者らが一体となってこの人口減少問題、農業の活性化策に取り組むというのが理想的だというふうに考えておりますので、総合戦略の審議員のメンバーの中にも、ピンネ農協の方も参加しておられましたので、その方からどのような意見が出ていたのかなと思って質問をいたしました。

強い農業の確立に向けて後押しをするというようなご意見をいただいたとありますけれども、また強い農業が確立された先に6次産業化への進展につながるというご意見があったということですが、この総合戦略においては、具体的な施策を立てていく場所ですよ。

ちょっと具体的な意見ではないかと、そういうふうに感じたのですけれども、一体何をしてくれるのだ、みんなで力を合わせてどういうふうに強い農業の確立をやっていくのだというところを話し合っていかなければいけないと思うのです。

それから、6次産業化への進展と言いますけれども、言うはやすしですよ。6次産業化へと国も推進しているのですけれども、一体だれがやるのですかという話です。

農業者は限界が来ていると私は考えています。この6次産業化へ向かうために、どういうことをみんなで作っていったらいいのかということをもう少し具体的な策として、いろんな提案が出てくればいいなというふうに考えておりますし、みんなで話し合うべきこと、重要なことではないかと考えてお

ります。

それで、ちょっと私の考えを述べさせていただきたいと思いますが、町長の考えの中にも、農業活性化策のキーとしたいというような先ほどのお話がありまして、私もそういうふうに考えています。

それで、今さまざまなメディアでも報道されておりますので、皆さん御存じかと思いますが、島根県の隠岐の島に海士町というところがあります。

ここは2, 400人の人口しかないのですけれども、そのうちの20%がIターン、Uターンを含めまして移住者なのですよね。

若者からいろんな世代の方までたくさんの方がこの町に入ってきている、それはなぜかというところをみんなで検証していったらいいのではないかと、そういうふうに考えているのですが、この町も一時は財政再建団体に陥ってしまうかもしれないという危機があって、そのときにみんなどうしたらいいのかわからないでいたわけです。

そこに町長が登場いたしまして、町長は自分の給料を50%削減すると言ったのです。自分は責任をとるから、みんなやりたいことをやってくれという、そういう姿勢が職員につながり、その役場の職員の姿勢が町の人々に伝わり、住民の皆さんがこの町を変えていくのにはどうしたらいいかということを生懸命考えたそうでありました。

この町は海に囲まれた漁業の町ですので、まずやったことはCASという冷凍システムを5億円かけて、平成17年に買いました。

そして、細胞を壊さずにその鮮度が保たれる冷凍庫ということで、養殖の岩ガキがあるそうなのですが、普通は1年かけて養殖するところを3年かけて養殖するというカキをブランド化しまして、それを海士町の売りにしております。そういうこともやっております。

それから、学校がなくなるという危機に対して、みんなでどうしたらいいか、高校の存続に向けてみんなで考えたそうで、学習センターというのをつくった。これは公設の塾というようなもので、島にいるからといって教育の質が下がることのないようにというみんなの考えで、こういうボランティアの人がたくさんこういうところに集まってやってくれたということでもあります。

それから、人が入ってくるということは、そこに雇用の場があったわけで、その雇用の場をみんなで創出したのです。

漁業だけをやりに来たのではなくて、居酒屋さんで働いている人もいれば、観光業についている人もいる、いろんな職種に皆さんが、Iターンの方がついているわけです。

Iターン者に対する制度というところでは、商品開発研修生制度というものもあるそうです。水産資源を活用し、加工や販売を手がけ、若者を一定期間雇用する制度だそうです。

そういうふうに農業でも6次産業化するのだったら、そこに雇用の場がで

きるわけですから、そこに新しい人を入れるとか、浦臼町の場合にも考えられる施策ではないかなというふうに考えています。

ここは、ないものはない、だけど必要なものはすべてあるというキャッチフレーズだそうです。

浦臼町でもどこかで聞いたフレーズではないでしょうか。浦臼町はコンビニもありませんし、何もない町というのも、前ホームページにアップされて、それはイメージ悪いのではないかと感じて、下げた方がいいのではないですかという意見を言ったこともあるのですけれども、逆転の発想ですよ。

ないものはないのです。浦臼町もないのです。けれども豊かな自然があるし、農作物は本当にいろいろなものがとれます。ここで自給自足ができるような町ですよ。

そういうところをアピールするということで考えていただきたいのですけれども、農業の振興策についても一度お尋ねをいたします。

私の考えとしては、農業を活性化させるためには、その柱としてまず一つは、町のにぎわいをつくるということで、道の駅です。道の駅を中心に交流人口をふやすことをまず最初にやっていただきたいと思います。

この町がどんなに暮らしやすい町かという、すてきな町だねとみんなに思っただけのように道の駅を中心ににぎわいを創出してください。

それから二つ目に、農産物をブランド化してください。

ここでJAとの協力が絶対に必要だと思っているのですけれども、浦臼町にはいろいろなものが豊富に農産物がとれるわけでありますから、浦臼町ならではのものを力を入れて売っていく、そういうことをやっていただきたいと思います。

三つ目に、これは一番重要だと思うのですけれども、新規就農対策です。

人が浦臼町に入ってくるということに対して、職員の方とお話をしたりしたこともあります。余り積極的ではないのですね、職員の方ね。

本当に代々続いてきたその土地を見ず知らずの人に譲れるのだろうかという意見も聞いたことがあります。

確かに、障壁は高いです。けれども手をこまねいていても人口は減るばかりなのだから、やっぱり人を入れないといけない。

離農を希望する人のところに、どうしても農業をやりたいという若者を探してきて、マッチングさせる。研修期間は必ず必要ですから、そこで人と人とのつながりですよ、本当にこの人なら自分の土地を譲ってもいいという人があらわれるまで、その研修というのをしっかりやるということですね。

そこをやはりJAとの協力によってやるということをお願いしたいと思います。

先日の婚活で、農業に興味ある女性の方が来たと聞いていますけれども、そういう中でもJAの紹介により人脈でその女性を浦臼町に連れてこられたのですよ。

そういう情報網というか、そういうものをJAさんはいっぱい持っておら

れると思いますので、そういうことを利用しながら、とにかく浦臼町に来ていただける方を探す、このことをやっていかなければ、人口はふえていかないと私は考えますが、町長の考える人口の増加策、農業の活性化策について少し伺いできればと思いますが。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

先ほど、柴田議員のときにも話しましたが、うちの基幹産業の農業を外して、人口減少対策を考えるというのは非常に難しいと思います。

魅力ある農業、また農産物がたくさんありますので、そこは今総合戦略でいろんな意見が出ている中から、随時やれるものをしていく。

例えば、農産物の加工研究所といいますかセンターといいますか、そういったものは今JAのところを借りてやっていますけれども、もうあの施設ではちょっと足りない部分もあるのではないかというような思いもありますので、そういった皆さんの意見を聞きながら、少し前に進めればなという思いは持っております。

また、先般新聞に地域おこし協力隊がその3年間の後に70%その町に住んでいるというような記事が出ておりました。

それはどういうことなのかなという思いがありまして、今うちの町もこの春から募集をしているのですけれども、一人として来ていないのが現状であります。

来ているところに聞きますと、国の定めた報酬よりもその町独自の報酬をちょっと上げるとか、いろんな支援策を考えて、そして募集をしているというようなことも聞いておりますので、そういった地域おこし隊の方にも協力をいただいて、うちの魅力をもっともっと発信をしていければなというふうに思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

その地域おこし協力隊の方がなぜ来ないのかというところが、私は問題だと思っているのですよね。

その報酬の面もあるかもしれないのですけれども、その町に魅力がないのかもしれないのですよ、私たちの住んでいる町に。そこがわかっていただけでないのかもしれないですよ。

本当は魅力がたくさんあるのに、そこをアピールするのが自治体の仕事ではないでしょうかね。

先ほど言った雇用の場というところで、もう少しそれをつくらないと、地域おこし協力隊の人もちろんそうですし、人は入ってきませんから、加工

のことを考えていらっしゃるのであれば、その場を雇用の場とするということまで発展させた計画というのを立ててほしいと思いますし、その加工に興味を持った人、その加工を得意とする人に特化して、地域おこし協力隊の人を募集すれば、その分野が得意な人が、ああ、この場所で私のやりたいことがあったと、来てくれるのではないのでしょうかね。

まず、そういう場をつくることが私は必要だと思います。

そのことについてどう思うか、それともう一点は新規就農者対策についてがちょっとおこなれていると浦臼町は思いますけれども、そのお話がちょっと今は聞かれなかったもので、対策についてちゃんと考えていらっしゃるかどうか、もう一度お聞きをいたします。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

うちの魅力がないということではないと思うのですが、近隣では上砂川町とか歌志内市が結構一人二人来ていまして、うちと同じ時期に募集しているのに、なぜうちに来ないのかというのが本当に若干不思議なのですが、いろいろな方の意見を聞きながら、もう一回、再度たくさん来てくれるように努力をしたいというふうに思います。

それから、新規就農についてはこの後、野崎議員さんの質問にもありますけれども、今のところうちの町での支援策というのは本当に議員指摘のとおり余りやっていないのが実情であります。

これについては、新規で来られる方のその担う部分も少しあるということもありますので、そこら辺しっかりと関係者と相談しながら、どんな支援をして、新たな新規就農を呼び込むかということは検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長

発言順位 4 番、牧島良和議員。

○7 番（牧島良和君）

第 3 回定例会に当たり、一般質問をいたします。

私は 2 点質問をいたしますが、1 点目であります。

介護保険制度の改正と要支援移行についてであります。

今期については、さきにも質問を起こした経緯がありますが、やや直近に近い今の時期に再度何点かというふうに思って質問を起こしたところであります。

国は、介護保険制度の改正を進めて、2015 年以降は要支援のうち訪問介護と通所介護のサービスは市町村の事業となると、先般も申し上げたけれども、そういう中であって、それぞれの仕事の分野で大変な時期を過ごされているというふうに思っています。

移行時期については、31 日の道新が伝えているところでありますけれど

も、町村それぞれにいろんな状況のもとで検討がなされているのだなというふうには報道を読んだところであります。

以下数点についてお伺いをいたします。

一つ目には、改めて事業の種類については何なのかということ、二つ目には今後ともサービスの水準を落とさないようにと、これについても前回質問をして、お答えはいただいているのだけれども、直近の中でお金との絡み合い、それから人材との絡み合いがありますから、そういう点で問題は生じていないのかどうなのかということをお尋ねするものでありますから、改めて起こさせていただきます。

三つめには、すべての要支援者にホームヘルプ、それからデイサービスの利用を保障することと、それから最後にサービス事業者、現行単価もしくはそれ以上の報酬を保障して、国の言う基準緩和サービスの制度化をさせないということなので質問を4点起こさせていただきます。

以上のことについて、今時点での考え方をお尋ねするものであります。

二つ目は、JR踏切の見通しの確保をとしてあります。

踏切付近の立木、雑草のために列車往來の確認ができない、地域住民からそういうことでの意見が出ます。

現場そもそもはそうであるところもあるし、地域住民の方々が除去している例もあります。

踏切自体には配線もありますから、複雑な配線もあり、危険ではないのかなと私自身思います。

町は、JR北海道にこの踏切での見通し確保を要請をすることを求めているのだと思いますし、これからは雑草時期から今度積雪による見通しの見にくくなる状況、それから時期でもあります。

これらについても、今後の対応についてもあわせて求めたいというふうに思いますが、私も町内をざっとと見ますか、歩いてみて、新宮線での踏切だとか小学校横、学校横踏切ですね、それから札的の踏切、それからひばり団地の入り口にあります今野作場踏切、ここら辺はやっぱり今もって見通しの悪い部分もこの中に、通年を通して見通しの悪いところでもあり、今もって見通しの悪いところというのはありますから、そうした点について、ぜひ今後の仕事として求めていただきたいなというふうに思っているところです。

今回、この2点について質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長

齊藤町長、答弁願います。

○町長（齊藤純雄君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

今回の介護保険制度改正では、大まかに通所介護、訪問介護、一般介護予防事業、生活支援サービス等を含む新しい日常生活支援総合事業と生活支援

コーディネーター設置や地域ケア会議の充実等を含む包括的支援事業に分けられており、それぞれの事業について実施時期が決められて、今後順次実施されていくものであります。

したがって、本町でも来年度以降これらの事業のメニューに応じて、現在行っている事業の継続活用や新規実施をしていく考えであります。

二つ目及び三つ目の質問ですが、要支援者の日常生活支援総合事業への移行に伴い、現在サービスを受けている方の水準低下を招かないよう、また必要な各種サービスをしっかりと提供していく体制づくり等に配慮していくとともに、サービス実施事業者とも事前に協議を行っていきたいと考えております。

最後に、四つ目の質問についてですが、これらの事業の実施に当たり、サービス事業者に対する単価設定は国が示す単価以下に定めることとなっております。

先ほども述べましたが、支援が必要な方々が必要なサービスを受けられるよう、空知中部広域連合内の状況も確認しながら、今後検討していきたいと考えております。

また、基準緩和サービスについては、制度でいうサービスAにかかわる部分と思いますが、現在のところ通所介護や訪問介護は現行サービスの継続を考えており、利用者のニーズ、さらにはボランティアなどの人材育成等を今後図っていく中での検討となるものと考えております。

次に、JR踏切の見通しの確保についてであります。住民のボランティア自体はよいことであると考えますが、配線による危険性があるのであれば、議員ご指摘のとおり考えますので、JR北海道に確認の上、今後要望をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

牧島議員、1点目の介護保険制度についての再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

それでは、1点目についてでありますけれども、お答えいただいた答弁書の中で、二つ目三つ目の問題で要支援者の日常的なサービス、これについて具体的に私が心配するのは、お答えは提供していきますよと、こうなっているわけですが、ここでお答えにいただいたように、サービス実施事業者との事前協議を行っていきたいと考えております。

これで、現実サービスはするのだけれども、結局単価等を含めて、やはりこの社会福祉協議会であったり、うちがお世話になっているゆうあいの郷等とのかかわりで、サービスは維持できても、利用料等について、やはり小規模の中で、小企業体の中で事業をするという点では、やはり大きなところ、ここ広域連合の中でこれらも後段にありますように、全体として協議をしていかなければならない項目というのは相当出てくると思うのですね。

そういう中での協議もあわせて、うちの町がお願いしていくそれぞれの仕事の中について、やはり単価的に無理というか、なかなか事業者がそれではできないよということだってあるのではないのでしょうか。

そうしたときに、国の基準がこれだからというところにしゃにむにおさめるのか、もっと言えば、何らかの手当てがそこにオンされていって、町が支援できる形はないのかと、そんなふうに私は考えるわけなのですよね。

実情的に、要支援者がやっぱり行きたいのだけれども、自分の負担が大きくなるから、年金でやりくりしていくときに大変だから、3回を1回にするとか、2回を1回にするとかと、そういうサービスになりはしないのかと、こちら辺を大変危惧を私はするのですね。

そうしたときに、やっぱり町ができるそこでの支援の仕方というのをもう一工夫、何かないのかと、全く漠然としているのだけれども、そういうふうに私は考えるのですね。

それで、ここでお答えいただいているサービス実施業者との協議という部分で、わかりやすくどんなことが当面あるのだよと、このことはもう実施に向けて協議をしなければならないのだと、そういうところがあるから、ここにそういう文言になっているのではないかと、私は思うのですね。

そのこのところを少しお聞かせ願えればというふうに思います。

それから、後段の方で、現行サービスの継続を考えておると、これはさきにもお答えをいただいたところなのだけれども、やっぱり思うのは今申したように、利用料などの引き上げが、要支援者にかかわってくることで、今後事業者に対してやれるのか、やれないのかということも協議の対象としてあるかもしれない、それはできないという答えなのかもしれない。

だけど、今度利用者の側に何らかの支援、こういう方策もないですかという私の改めた問いかけなのですが、そのこの点についてお答えをいただければというふうに思います。

○議 長

大平課長。

○長寿福祉課長（大平雅仁君）

牧島議員の質問にお答えいたします。

利用料の部分につきましては、基本的には国が、自分たちが定めた基準以下にと言ってはおります。

ただ、現行の介護保険制度からの移行に当たり、介護保険制度で賄っている部分の今単価が下がるという部分は、とりあえず現状維持でいくという話を今聞いております。

したがいまして、現段階では利用料等々が下がる部分は、現状としてはないというふうに理解しており、その部分で事業者とも話は進めたいというふうに考えています。

ただ、議員のご指摘のように、今後3年ごとに見直しがありますので、その時点で例えば下げるとか何かの条件が変わるといった可能性が出ましたら、

それは町としてもゆうあいの郷、または社会福祉協議会がやっている事業は重要な位置づけとしてとらえております。

その部分で、もし事業者からの要請等々があれば、前向きに検討せざるを得ないというふうには考えております。

以上です。

○議長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

ないです。

○議長

2点目のJRの関係の再質問。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

前段の質問、担当の方が実施に向けて大変なご苦勞の中にあるのだなというふうにも思います。

それで、2点目ではありますが、ここでお答えのとおり拝借すると、私は配線や何かがあるから、あわせて二重にそこは当然JRがやるべき問題でしょうと、こう考えながら、町に要請をしているところであります。

お答えをいただきますと、配線による危険性があるのであればと、これは基本的にあってもなくてもJRの敷地だから、JRがやらなければならないということなのですよね。

それを私も踏切を渡ることが多いですから、たまに黄色いランプがついて、遮断機がおりて通行どめになっていて、当別町の保線区に電話をしたりということは、私も何回か経験をしておりますけれども、逆に通るけれども遮断機がおりていないということには、まず遭遇はしたことはありません。

だけでも、それだってないという話ではないわけですね。

ですから、見通しの確保というのは、これは当然なのでないですかと、こういうふうには言わざるを得ないところ。

JR敷地については、やっぱりJR側が責任を持ってやらなければならない場所なのということです、これはやっぱり、多分その認識だとは思いますが、これはやっぱり表現上理解すると、危険でなければやりなさいという、やってもいいだろうということに読み込めてしまうものですから、再質問にはなってしまったのですよね。

私の頭の中は1回お答えいただければいいだろうと思ったのだけれども、そここのところを確認する意味で、これは基本的にJRの中には入れないと。

したがって、その類で言えば、私たちが町道の部分で地先の人が水路の縁を刈っていると。町道の縁には電柱が立っていると。電柱にはマイナスアース線が全部とは言わないけれども、全部引き込んであるのですよね。草刈り機でかちゅんと切ってしまいますと、やっぱり支障が出るわけです。

したがって、JR側のそういった線や機具、機材については、その安

全性を保ちながら敷設はしているだろうけれども、やはり私たちが作業をしに入るという前提ではないわけです。

したがって、その点ではより正確に申し入れをすると。今後の除雪対策も含めてするというお答えをしっかりといただきたいというふうに思うのですね。

つけ加えになるけれども、町の中山間事業の展開の中でも、これは鉄道用地までいかないまでも、周辺の道路側溝や、それから踏切の町道付近については草刈りをした経緯もありますし、そうした事業展開も、全部とは言わないけれども、町民の努力というのは、そこここに見える部分があります。

私も見えているから、町長も含めて皆さん方もその理解にあるというふうに思いますので、そうしたこともしながらいるのだということもしっかりとお伝えいただいて、今後の安全対策に町として進言をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議 長

町長。

○町長（齊藤純雄君）

意味が通じなかったようで、失礼をいたしました。

しっかりとJR北海道に要望していきたいというふうに思います。

○議 長

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

会議の再開を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時30分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、発言順位5番、野崎敬恭議員。

○1番（野崎敬恭君）

議長の許しをいただきましたので、第3回定例会におきまして、質問をさせていただきます。

質問の前に、まずは今回東北地方、宮城県、福島県、茨城県を襲った台風の被災者の皆様に対しお見舞いを申し上げます。一刻も早く被害からの復旧をお祈りいたします。

それでは、私の質問事項といたしまして、新規就農による農畜産業のすそ野拡大について、町長にお伺いいたします。

我が町の基幹産業は、言わずとも水稲農畜産業であります。大型化、高齢化及び離農による人口減少が進行しております。

新規工業誘致はかなり厳しく、人口減は商工業者及び町全体にもかなりの影響を及ぼしているところがございます。

また、他の市町村においても、新規就農者に将来を託すところが多々あり、我が町も中山間地を含め農畜産などの新規就農者の募集を強力に進めていくことが必要ではないか。

早急に実行力のある総合戦略を進め、また町には農業経営基盤強化促進基本構想とかチャレンジプランなどがありました。

また、国、道からは総合戦略に地域で頑張れとハッパがかかっている最近でございます。

構想を戦略的に畜産などに選択に入れ、就農者に離農地、離農者との町による橋渡しで環境を整備し、意欲ある人や畜産系大学及び新卒者に就農誘致の提案型の募集をしてはいかがかと、そういう提案をさせていただきます。

特に家畜としては綿羊などは、羊肉、精肉、羊毛、加工、レストラン、しかも当初少数でも兼業も可能で、最終的には6次化、産地化、ブランドにもなり得るのではなかろうかと思っております。

農業のすそ野が広がり、耕地面積が少なくても、多様な産業のもとになすものではないかと思えます。

神内ファームさんにも綿羊があり、協力をいただきながら、新規就農者に企業誘致並みの支援をしていき、浦臼町の新産業と位置づけてはどうか、町長に新規就農者及び畜産業の拡大策をお伺いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議 長

斉藤町長、答弁願います。

町長。

○町長（斉藤純雄君）

野崎議員の質問にお答えをいたします。

基幹産業につきましては、農家戸数の減少や高齢化が急速に進行する中、すぐれた担い手の育成確保は農業の活性化を図る上で、緊急かつ重要な課題となっております。

平成27年度JAピンネ新規就農者激励会が8月に開催され、新規就農者8名全員がUターン者であり、うち1名が浦臼町出身で農業後継者となっているところであります。

農業経営基盤強化促進基本構想には、営農類型のあり方や農地の利用集積に関する事項などが定められており、それを指針として就農に取り組んでいるところであります。

就農支援につきましては、就農の強い意欲、経営規模に見合った営農資金等が確保できると見込まれること、また農業で生計が成り立つ年間農業所得の生活水準を実現していくことなど、担い手にも強く求められるものがあります。

これらの課題に対応するために、農地中間管理機構、農業委員会、農協、指導農業士等の協力、助言を得ながら進めることが、研修中止や就農後の離農につながることを解決するために必要であり、重要な過程であると考えて

おります。

農畜産業の拡大の一つとしての羊につきましては、受け入れ指導の技術者の確保や経営規模100頭以上の資産の必要性など、準備面での厳しさが考えられます。

新規就農者が多くなれば、定住人口が増加することは十分承知をしておりますが、町としても新規就農に係る情報提供や支援内容の充実について、今後協議を進めていくものであります。

以上でございます。

○議 長

野崎議員、再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

検討していくということでございますけれども、短期、長期で見れば、こんな簡単にいくものではないというのは理解できるわけでございますが、長期的に見ながら、未来のビジョンを今からつくっておいていかなければいけないのかなと思っています。

今ある資源ですぐやれるわけでもないだろうとは思いますが、中山間地も浦臼町にはありまして、それは財産ではないかなと思っています。

その中山間地をうまく利用し、聞けば、過去にまだ山沿いに昔牧場だったところがかかなりあって、今雑草地になっているようなところが多々あると聞いております。

そういうところをやっぱり将来に向けて開発して、そして意欲のある畜産系の学生を誘致すると、その間にはちょっと難しいものがあるのだろうとは思いますが、時間をかけながら準備しながら、やっぱりふやしていくと。

それが地方版総合戦略で勝ち残っていく町か町でないかというところが、国、道に見抜かれるところではないかと思っています。

何もできないのが、国、道からは、もうこの町はだめだという烙印を押されかねない、やっぱり何かをして、将来にはこういう構想があるのだ、こういうことをするのだという意思をはっきり示すことが、この総合戦略で勝ち残っていく町の一つになるのではないかと考えております。

浦臼町の農産物は他町村にも引けをとらない町であると思います。米もおいしいし、ブドウもあるし、いろいろな果樹、野菜もできるし、神内さん鶴沼ワイナリーさんのようなメガ農業法人もございます。

このような恵まれた環境の中で、ただし人口対策には、私たちも危機感を持っております。本当に戦略的な実行が必要でないかと考えております。

高齢者率を見てもわかるとおり、38.38%、27年3月現在で約もう40%に近づいている。高齢者率。

これはもうこのままでいけば、本当に40%、45%、高齢化率が迫ってくると、ちょうど私たちの年代が年月とともに高齢化の足を引っ張っていくわけですから、その前にやっぱり新規参入者、若手をいろんな方法でやっぱ

り引っ張ってこななければいけない。

もうそのタイムリミットにも近づいているのではないかと、そう思っております。先ほど言いました、中間山地も資源である、やる気のある若手も必要だと。

それには例え話かもしれませんが、羊だったら、まず10軒ぐらいいて、せめて3,000頭、5,000頭ぐらいになれば、羊で産地化もできるのだらうと思いますし、何よりもそれと畜産なら畜産に強い人材を求め、嘱託でもいいので、その人材を使って、専門職を使って兼業していただくと、力をおかりしながらやっていく、そのような方法も一つの方法ではないかと思っています。

それから、町内に民間の食料品店が出店できるぐらいまで、就農と転入、人口対策、それが地方総合戦略であると思うし、市町村の勝ち抜き戦みたいなことである以上、町長には斬新で長期的な戦略的に牽引をしていただきたい、そういうことでございます。

この件につきまして、町長から再度答弁をいただければよろしいかと思っておりますが、お願いいたします。

○議 長

町長。

○町長（斉藤純雄君）

総合戦略の1番は、その町で自分たちが考える、そして戦略を決めていくということが大前提であります。

初めてその中に人口減少をどう食いとめていくかの数値的なものも加わるということですので、すべての考えを最初から否定をするということではありません。

今、戦略会議の中でもいろんなものが出ていますので、それは検討に値をするといいますか、検討していくべきことだというふうには思っております。

ただ、この水稲、お米地帯の浦臼町で今後のことを考えて、その畜産業、酪農を進めるといというのは、若干私にはイメージがわからないといいますか、野崎議員がどの資料からどういうことで兼業ができて、農家としてやっていけるというようなご発言、ご質問なのかちょっとわかりませんが、神内ファームさんにも若干担当の方から聞いたところによると、非常にあのようには整備しているところでも、かなり難しいというようなお話も聞いているようでありますので、そこはちょっと慎重にした方がいいのかなという思いがあります。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

全く羊に限りまして、ちょっと理解できなかったかなと。これは羊だけで

なくても、すべての面においてもできるのかなと思っております。

例えば、羊でなくてもいいけれど、とにかく将来に向かったビジョンを早急に確立していただきたいと。

これはこの町を残す、恐らく市町村、この近隣の広域の中でもやっぱり残るか残らないかの境目であります。

面積は狭いけれど、この豊かな町を残すためには、本当、それこそオール浦臼でみんなで知恵を出し合い、努力をし、それから短期的なもの、長期的なものとして考えて、ぜひ町長の力を存分に発揮していただきたいというのが本質でもありますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

町長。

○町長（斉藤純雄君）

議員さんの皆さんと同じ意見で、何もしないと本当に沈んでいく町になりますので、いろいろ考えながら一步一步でも進めていきたいと、そんなふうに考えます。

○議 長

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第6 承認第7号

○議 長

日程第6、承認第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

承認第7号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 斉藤純雄

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）。

平成27年7月15日

浦臼町長 斉藤純雄

予算書においてご説明申し上げます。

承認第7号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ142万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,919万8,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年7月15日

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

3款民生費、3項1目老人福祉総務費、補正額11万8,000円の追加でございます。福祉バスのエアバルブ不具合により修繕費を追加するものでございます。

4款衛生費、1項4目保健センター等管理費、補正額43万5,000円の追加でございます。保健センターに設置してございますエアコン2基の基盤故障およびふるさと活性化センターの玄関自動ドアの故障による修繕費として追加するものでございます。

2項3目最終処分場管理費、補正額67万8,000円の追加でございます。こちらは最終処分場の砂ろ過等に係るエアコンプレッサーの故障による修繕費でございます。

9款教育費、6項2目保健体育施設費、補正額19万円の追加でございます。施設管理用の草刈りトラクターの故障及び野球場ナイター設備等のコイタイマーの故障による修繕として追加するものでございます。

歳出合計142万1,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額142万1,000円の追加でございます。財源調整に伴い、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

歳入合計、歳出と同じ142万1,000円の追加となっております。

以上が、承認第7号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)の内容でございます。十分ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第7号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第8号

○議 長

日程第7、承認第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

承認第8号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 斉藤純雄

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）。

平成27年8月19日

浦臼町長 斉藤純雄

予算書においてご説明申し上げます。

承認第8号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）。

平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,119万8,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年8月19日

北海道浦臼町長 齊藤純雄

初めに、歳入歳出補正につきまして、歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、8月12日に降りました局地的な豪雨により、河川1本、道路2本に被害が発生いたしまして、復旧に係る工事費を計上するものでございます。

10款災害復旧費、1項1目現年度小規模災害復旧費、補正額200万円の追加でございます。支浦臼内川の河岸浸食による畦畔の決壊、町道の方につきましては黄臼線及び集治監沢線の浸食被害、側溝、のり面崩壊、倒木などの復旧に係る費用としまして、15節工事請負費に追加するものでございます。

歳出合計200万円の追加でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、6ページをお開き願います。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額200万円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

歳入合計200万円の追加となっております。

以上が、承認第8号 平成27年度浦臼町の一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。十分ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第8号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第8 承認第9号

○議 長

日程第8、承認第9号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

承認第9号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 斉藤純雄

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）。

平成27年9月3日

浦臼町長 斉藤純雄

予算書においてご説明申し上げます。

承認第9号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,148万5,000円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月3日

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、歳入歳出補正につきまして、歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

6款商工費、1項2目観光費、補正額28万7,000円の追加でございます。11節需用費につきまして、浦臼温泉の大浴場ろ過機循環ポンプ等が腐食により故障したことによりまして、修繕費を追加するものでございます。

以上が、歳出のご説明でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、6ページをお開き願います。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額28万7,000円の追加でございます。財源調整に伴い基金から繰り入れをするものでございます。

歳入合計、歳出と同じ28万7,000円の追加となっております。

以上が、承認第9号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。十分ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川清美君）

今回の修繕料なのですけれども、浦臼の温泉にかかわるろ過循環ポンプの修繕ということで28万7,000円が計上されているわけなのですが、このポンプにおいては21年に導入されたポンプでないかな。まだ5年足らずの使用での故障ということで、余りにもちょっと故障が早過ぎるし、またその間修繕に関しては3週間ぐらいかかって、非常に温泉の方にも痛手を被っているわけなのですけれども、この5年での故障は当然のことなのか、それとも異常なのか、それとまた今後対応し得るのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

中川議員の質問にお答えいたします。

議員の言うとおり、8月21日にポンプの故障の連絡を受けました。当初部品交換で軽微故障ということで聞いておりましたけれども、専門の方に見ていただきまして、予想以上に浦臼の温泉なのですけれども、塩害、塩分が高度な温泉でございまして、それに伴いまして、それが理由となりまして、鉄の方のさびが早くなるという状況がございまして、

今回の修繕につきましては、前回と同様の型の機械の取りかえのポンプを考えております。

それより強度を増す場合は、特別の発注、または研究ということが考えられるということで、高額のポンプということも考えられるようになりますので、今は緊急ということで既存の従前のポンプを設置するというで考えております。

以上です。

○議 長

よろしいですか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

今回、ポンプを従来と同じやつと入れかえたということなのか、修理したのか入れかえたのか、どちらなのか。

○議 長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

入れかえということでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

7番、牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今ほどあったポンプの関係なのですが、施設塩害による事故というのは、これまでもあちらこちらあったわけですが、この施設全体を見たときに、類するポンプの使用というのはあるのかなと思いますけれども、そこら辺はどう理解されているのでしょうか。

何基かそういうポンプがあれば、取り寄せのもとで対処、対応するというのも手だというふうにも思います。長期間の休業ということでありましたから、私どももたまたま利用する機会がありまして、管理されている方から、半分しか使わないけれども、半額でどうですかというところでの使い方とした経過は何ぼかあったようには聞いていますけれども、機器として予想される事項であれば、それような対応もしておかないとというふうに私は思います。

営業側にとっては非常に損失ではないかというふうに思いますが、その点ちょっとお伺いします。台数何台があるのか、そうした考え方は持てないか、以上です。

○議 長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

牧島議員の質問にお答えします。

ろ過機循環装置の部分でございますけれども、ポンプにつきましては現在故障させた1ポンプで稼働しているようなシステムとなっております。

大きな温泉ホテル等の場合は、予備として同じポンプをもう一台置いてあるそうなのですが、現状浦臼の温泉ということで故障した場合に緊急に対応するという形で今後も考えさせていただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第9号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程9 議案第43号

○議 長

日程第9、議案第43号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹(石原正伸君)

議案第43号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算(第6号)。

平成27年度浦臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,168万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,317万円とする。

2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債の補正」による。

平成27年9月16日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

初めに、第2表、地方債の補正についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

1、変更、起債の目的、臨時財政対策債、限度額を8,500万円から9,607万7,000円に変更するもので、地方交付税の確定によるものでございます。

起債の方法、利率及び償還方法につきましては、従前どおりで変更はございません。

続きまして、歳入歳出の補正について歳出よりご説明申し上げますので、11ページをお開き願います。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額154万6,000円の追加でございます。主なものは13節委託料につきまして、社会保障・税番号制度に対応するための人事給与システムの改修に関する費用を計上するものでご

ございます。

2目財政管理費、補正額6,200万円の追加でございます。25節積立金としまして、ふるさと応援寄付金に基金積み立てするものでございます。

3項企画費、補正額254万円の追加でございます。13節委託料につきまして、社会保障・税番号制度導入による情報連携のための中間サーバーにアクセスするためのVPN装置及び管理用端末パソコン2台分の設定に係る費用と既設住基システム等がインターネットを介して外部との通信を行うことができないようにネットワークを理論的に分離するための改修修繕費を計上するものでございます。

4目財政管理費、補正額54万6,000円の追加でございます。職員住宅棟2棟分の屋根塗装及び一部トタンの張りかえ等の修繕でございます。

8目諸費、補正額84万5,000円の追加でございます。主なものは12節需用費におきまして、ふるさと納税寄付金のクレジットカード払いに係る手数料としまして82万5,000円を追加するものでございます。

12目地方創生事業費、補正額404万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、地方創生地域消費喚起型交付金を活用し、北海道から補助を受けまして、25%のプレミアムがついた商品券を1万2,500円分、1,500組を追加販売するものでございます。商工会への補助金として計上してございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額107万1,000円の追加でございます。18節備品購入費におきまして、マイナンバー制度を対応するため住民基本台帳ネットワークシステムの接続端末を更新する費用として28万円の追加、19節負担金及び交付金におきまして、マイナンバー制度の運用開始に伴い通知カード及び個人番号カードに関する事務を地方公共団体情報システム機構に委任することによる交付金でございます。

次のページをお開き願います。

3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額207万7,000円の追加でございます。主なものは13節委託料につきまして、こちらもマイナンバー制度に対応するための障害者福祉システムの改修に係る費用として205万9,000円を追加するものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額125万8,000円の追加でございます。主なものは委託料につきまして、マイナンバー制度に対応するための健康管理システムの改修に係るものでございます。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費、補正額423万1,000円の追加でございます。主なものは19節負担金及び交付金につきまして、中山間等直接支払推進事業の交付面積の確定により418万1,000円の交付金を追加するものでございます。

6款商工費、1項2目観光費、補正額66万円の追加でございます。11節需用費につきまして、道の駅の入り込み者数増による上下水道の料金の追加、13節委託料につきまして、公園内の老木伐採に係る費用を追加するも

のでございます。

次のページをお願いいたします。

9款教育費、2項1目学校管理教育振興費、補正額49万8,000円の追加でございます。11節需用費につきまして、小学校の自転車置き場支柱の老朽箇所の補強に係る費用を追加し、19節負担金補助及び交付金につきましては、今年度から2カ年かけて作成します小学校社会科副読本の編集作業に係る経費を追加するものでございます。

5項1目社会教育総務費、補正額9万5,000円の追加でございます。こちらは宮崎県で開催されました全国こども落語大会にて最優秀賞を受賞されました向井七星さんの落語のお披露目開催に係る費用と全国大会に参加する費用の一部を助成するものでございます。

10款災害復旧費、1項1目現年発生小規模災害復旧費、補正額50万円の追加でございます。8月12日の災害の復旧に多額の費用が発生したことにより、秋の台風シーズンに備え、予算を追加するものでございます。

19款公債費、こちらは財源更正でございまして、繰上償還の財源として繰り入れしていたもので、減債基金繰入金をすべて繰り戻すものでございます。

歳出合計8,168万5,000円の追加でございます。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。こちらにも主なもののみご説明申し上げます。

9款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額2億9,520万8,000円の追加でございます。普通交付税の確定によるもので、前年度比5.5%の増、額にしますと7,992万円の増額となっております。

13款国庫支出金、2項1目民生費国庫補助金、補正額114万1,000円の追加及び6目総務費国庫補助金、補正額79万1,000円の追加につきましては、歳出でご説明いたしました番号制度システム改修並びに個人番号カードの交付に係る補助金でございます。

14款道支出金、2項1目総務道補助金、補正額400万円の追加でございます。こちらにもプレミアム付商品券発行に係る補助金でございます。4目農林水産業道補助金、補正額341万1,000円の追加でございます。中山間地域等直接支払交付金事業に係る補助金でございます。

16款寄付金、1項1目一般寄付金、補正額399万9,000円の追加でございます。北伸建設工業株式会社様からいただきました寄付金による補正でございます。

2目ふるさと応援寄付金、補正額6,200万円の追加でございます。9月1日までに約1万1,300名の方々からおよそ1億7,290万円のご寄付を受領してございます。差額分を追加補正するものでございます。

17款繰越金、1項1目繰越金、補正額1億7,994万4,000円の追加でございます。平成26年度決算に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

19款町債、1項1目臨時財政対策債、補正額1,107万7,000円の追加でございます。普通交付税の確定に伴う増額でございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額4億8,046万1,000円の減額でございます。財源調整としまして1節財政調整基金繰入金を3億8,331万1,000円減額し、4節減災基金繰入金を9,715万円減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ8,168万5,000円の追加となっております。

以上が、議案第43号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）の内容でございます。十分ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。議事の進行上、歳出から進めます。予算書の11ページをお開きください。歳出全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

8番、小松議員。

○8番（小松正年君）

12ページの財産管理費の委託料254万円、この中の先ほどの説明によりますと、ネットワークの機器の改修に充てますよと、その説明が住基システムを外部から切り離すための改修工事ですよということですよ。住基ネットは外部からのサイバーテロみたいな、そういったものから一応分離する改修工事をするのですが、この住基システム以外のシステムですね、この税番号制度のシステム、これのセキュリティーはどんな形で考えたらいいのでしょうか。住基ネットは守るけれど、こっちは入られてもしょうがないよというような考えに聞こえてしまいますのですけれども、そこら辺のセキュリティーはどうなっていますか。

○議 長

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のつけました補正予算につきましては、住基システムと番号制度に係るものとして、人事給与、こちらの方も源泉徴収等の事務に応じまして、個人番号を扱うシステム等もございますので、こちらのものについて完全にネットワーク法制を理論上分離するという内容になってございます。

そのほか、今後障害だとかいろんな部分のシステム等も改修していく予定になってございますので、それらを連携するタイミングに合わせまして、セキュリティーの部分ではインターネットを通して情報漏えいしないようなシステムを構築していく必要となっておりますが、とりあえず現段階につき

ましては、そういった部分の改修を計上させていただいたところになってございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川清美君）

私の方からは、15ページの9款5項1目の社会教育総務費で、先日浦臼第8の向井七星さんが第7回のひむかの国こども落語大会全国大会で優勝されたということでの、ここでの遠征費の支出ととらえているのですけれども、非常に名誉あるすばらしい成績を残してきてくれたなというふうに心から敬意を表したいというふうに思っております。

体育協会の方では、全国大会に出場すると表彰規定がありまして、しっかりとここで表彰しております。

また、去年は世界大会に出られた中学生がおりましたので、特別表彰もしているわけなのですが、今回のこの落語というか、文化の方になるかと思いますが、文化協会の方ではこういうような事例はないのではないかなというふうに感じているところなのですが、町としての特別な表彰とか、そういう方向は考えられないのか、これは私個人の意見でなしにして、先輩議員の方の集まりの中での、これは町として何か動かないかんのではないかというふうな意見もございましたので、今回質問させていただきたいと思います。

○議 長

答弁願います。

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

今回、本当に浦臼町の子供が全国で活躍したことは本当に名誉なことだと理解しております。

ただ、過去に前例がないわけではないのですけれども、そういう経過がないものですから、特に今のところは教育委員会としては行動は起こしておりません。文化協会につきましては把握していないところでございます。

以上です。

○議 長

中川議員。

○2番（中川清美君）

過去に実例はないわけなのですけれども、それを言ってしまいますと、何一つも始まらない、そういう殻を破る必要のいい機会ではないのかなと。

今まで2年生から頑張ってきて、その努力の評価もしてあげなければいかんし、またこれからの向上心にもちゃんとつながるものではないかなというふうに考えておりますので、文化協会の方とも連携を密にして、ちょっと前向きなアクションを起こしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

農林水産業費の関係なのですけれども、中山間地域等直接支払交付金の面積が決まって、交付金の増額があるわけですが、増額にしては結構大きいかなと思うのですけれども、もしわかれば面積的な内容を教えていただけますか。

○議 長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

柴田議員の質問にお答えします。

これにつきましては、8月の18日に中山間連絡協議会によりまして、計画の認定申請をいただきまして、この後町が規定に基づき認定をいたしました面積が確定してきたということで、この時期に補正をさせていただきました。

面積でございますけれども、当初が726万2,305平米でありまして、それプラス今回の増の分でございますけれども、約65ヘクタールでございます、65万5,383平米の面積増となっております。

この面積につきましては、丘陵地とそのほか田んぼ、畑を含めました面積が入ってまして、田んぼと田んぼの間にあるあぜの面積を今回入れさせていただきました。

以上でございます。

○議 長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

確認ですけれども、自分もちょっとそこら辺、情報的にわからなかったのですけれども、ということは、今までは水張りの面積に対して、地積の面積で書き直しがあったということですか。そうすると急傾斜も緩傾斜もすべて含めてそういう地積になったということで増額になったと理解していいのですか。はい、わかりました。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

6番、静川議員。

○6番（静川広巳君）

12ページのプレミアム商品券について追加なのですが、形としてどういう形になるのかお伺いしたいと思います。

○議 長

答弁願います。

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

議員の質問にお答えいたします。

補正の内容でございますけれども、先ほどご説明いたしましたけれども、1万円、1,500枚ということで、1,500枚セットで1セット1万円の額ということで、プレミアムにつきまして25%がございますので、500円掛ける25枚という計算でございます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

受け付け期間はどうなりますでしょうか。

○議 長

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

質問にお答えいたします。

使用期間でございますけれども、平成27年10月14日から平成28年の1月29日までの期間で予定してございます。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

7番、牧島議員。

○7番（牧島良和君）

二つお伺いします。

一つは、住基ネットにかかわってですが、先般私も質問させていただきました。今回これ出ましたのは今までの住基システムと遮断するために予算化されている部分があります。

ということは、今回のマイナンバーによってリンクする部分が、場所によってはできることも可能になっていたのですか、いるのですか。

というのは、全く答弁ではマイナンバーにかかわる分については全く独立したものと、したがって外部からのアクセスは一般的には、それからインターネットはできませんと、こういう話だったはずなのです。

今の形でいうと、つながっている部分があるから、それは遮断するということになる、相当ちょっと今までの答えと違うのではないですかということになるのでお尋ねをいたします。

それから、14ページの鶴沼公園の伐採の関係です。老木ということですが、ちょっと正確でないですけれども、もう3年かそこらになるかと思うのですけれども、公園周辺の立木伐採を予算化するとき、一定程度の範囲を農林合同政務調査の中で見て、一定程度、私も頭に入っているつもりなのですが、これが老木対処ということはどこ部分でそういうことが発生して、今回の予算化につながっているのか、途中経過で私もお聞きした部分で

は、一応は伐採の範囲になっていたけれども、業者側との接点で最終伐採まで予定していた分ができなかったと。だから結果残ってしまったのだというような話もちよろちよろと、こう風評の部分では聞いたことがあるのですね。

それを意味するのか、現実どこのどの木ということをちょっとわかりやすくお伝えいただければ、私も整理できるかなと、以上2点。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

最初のご質問にお答えをいたします。

前回の議会におきまして、インターネット等はつながっておりませんという回答でしたけれども、それにつきましては今回のシステム改修によってそのように。結果はわかっていたのですけれども、今回のシステム改修によって理論上、結果的にそうなるということでございます。

以上です。

○議 長

2点目について。

大平課長。

○産業建設課長（大平英祐君）

お答えいたします。

公園の伐採でございますけれども、公園の遊具がございまして、遊具近辺に古い老木が3本立っておりまして、それが危険性が高いということで、遊具の周り小さい子供さんが走り回っておりまして、上の方からちょっと強い風が吹くと、もう枝が折れてきて当たるといのが確認されておりますので、緊急に処理したいということで、今回計上させていただきました。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

老木の件は全く場所が違うということでわかりました。

前段の部分なのですが、インターネットと遮断することで、今回結果的につながらないことになるということは、住基と今回始めようとするマイナンバーのシステムとはつながるということなのですか。

○議 長

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

ただいまの質問にお答えいたします。

非常にわかりづらい部分ではあるのですが、簡単に申し上げますと、基幹システムというシステムが住基システムのほかに入っております。

それは総合行政システムと言われるものですね。住民を発行したりだとか、税の賦課情報だとかも総合的に管理しているシステムがございまして、そのシステムの運用につきましては、それぞれの島単位と言った方がいいのですか

ね、例えば住民係であれば住民系の島でネットワークを組んで動かしてございます。

ただ、その中にプリンターという印字装置がそれぞれのネットワークに所属しておりまして、同じネットワークの中でプリンターを共有するという状況になってございます。

したがいまして、総合行政システム等、通常職員が使う事務処理するパソコンも同じネットワーク上に存在するという状況になってございまして、職員のパソコンにつきましては、インターネット、通常どおりつながる状況にございますので、例えばメール等を介して職員のパソコンが何かウィルスに感染されたときに同じネットワーク上にある基幹システムに何か影響が出てくる可能性もなくはないということになってございます。

今回同じ島に入っている、その基幹システムと通常職員が使うパソコンを分断するという設定変更をするというような内容になってございます。

年金情報の漏えい等につきましても、基幹システムについては年金の情報システムについては安全は保障されているわけなのですが、それを運用する職員のパソコンを介して、情報が流れたというような状況がありますので、そういったインターネット回線を介して流れないように、完全に同じ島であっても分断するというような、設定変更するという内容になってございます。

以上です。

○議 長

よろしいですか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

お話の部分は理解させてもらいました。

住基ネットと今回進めんとするナンバー制度についてはつながっていないということで。

○議 長

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

おっしゃるとおり住基システムと基幹システム、従前どおりつながっていない状況です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

7ページをお開きください。

歳入全款にわたり質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

歳入歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

討論に参加するわけですが、反対する立場から討論をしたいというふうに思います。

それはなぜなのか。さきにも私、一般質問を起こしました。今つながる、つながらないの話をさせてもらいましたので、その点では正確に理解をしたつもりです。

運用開始を目前にしながら、今もっていろいろな不安が社会的にもあるのが事実です。

お仕事柄、行政機関として上意下達とは言いませぬけれども、国がやらんとすることをどうだといったときには、自治体の視点でなかなかそれを運用しないというのは難しい話なのかなとは思っています。

しかし、住基ネットもそうでしたけれども、結果的には膨大な国費をつぎ込んで、その実効性がなかなかはっきりしないというのが実際だと。私も住基ネットのカードは持っていますけれども、それを持ってきて、役場で事の次第をとというのは、まあめったとない、ないに等しいのですね。

それで、今回マイナンバーを含めた予算が今回の補正で出されています。私も若干の数字を目にすると、非常に住基ネットのときには2,900億円、整備するのにかかったというのですね、国全体でね。

390億円住基ネットのときにかかって、今回は2,900億円と7倍近いお金を使って、今このことをやろうとしていると。

それで、情報を管理するということは、今NHKなどでもいろいろやっていますけれども、いろんなときの災害の動態がどうか、電話の着信履歴を見ながら、人はどう動いたかと、膨大な資料を瞬時に掌握、承知できるわけです。

そういう意味では、利用範囲が拡大されればされるほど、名寄せが簡単で、集積される個人情報の出方というのは物すごいものを集め切れるわけですね。それをどう使うかというのは、使う側の視点だというふうに思うのですけれども、私もこの時間でそんなたくさんをあれこれ言うつもりはありませんけれども、今言ったように一つは容易にそうした照合できる仕組みをつくることは、プライバシーの侵害になりやすいのではないかと。

それから、いわゆる初期投資が今言ったように、膨大な中であって、具体的なメリットというのは、今かなり拡大解釈して、もうあっちにもこっちにもという使い方をしようとしているわけですが、なかなか住民の中からその

メリットが見い出せないのではないか。

それから、今法人も含めて、税金の扱い、それから社会保障分野ではいろんな障害者、今回も出ています障害者も含めてそれに乗せて管理していくよということなのだけれども、結果的には徴税強化や社会保障費の削減につなげていく土台の資料として使うのではないかと、私はこう考えるわけですね。

したがって、これが予算化されてから数年がたっておりますけれども、果たして地域の中での必要性を求めないものではないかと。むしろ膨大な投資をかけて人をそこに配置して、機器、機材が多くなってという、そういうところにあるのではないかとというふうに私は思っています。

ですから、そういう点で今予算化されている補正予算の数値を見ると、それからこのことをやろうとするときに、私は異議をとりたいと思います。

したがって、補正予算に対して、このことをもって反対をいたします。

○議 長

賛成の立場で。

小松議員。

○ 8 番（小松正年君）

私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

このマイナンバー制度のいろんなメリットというか、それがもう政府の発表の中にいろいろあるわけですが、ただこの部分をどうも疑わしいからといって、1行政が1抜けた、2抜けたというわけには、これはいかないというふうに考えております。

全体がこのマイナンバー制度の中に入ってこそそのシステムでございますので、この部分については、しっかりと、セキュリティーの問題もありますけれども、そこら辺は十分していただきながら、このシステムを使った住民サービスをしていくべきというふうに考えますので、賛成の意見といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第43号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第43号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開を、10分後の午後2時55分といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第44号

○議 長

日程第10、議案第44号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第44号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

浦臼町手数料徴収条例（昭和51年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、平成28年1月から番号制度によります個人番号カードの交付が始まることに伴いまして、個人番号通知カード及び個人番号カードの発行手数料を新たに設定するものでございます。

次ページをお開きください。

浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

浦臼町手数料徴収条例（昭和51年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表にてご説明いたしますので、資料の8ページをお開きください。

浦臼町手数料徴収条例改正前別表の中段にございます（9）住民基本台帳カード交付の後に（10）といたしまして、個人番号通知カードの再交付1枚につき500円、（11）といたしまして、個人番号カードの交付として1枚につき800円を新たに加えるものでございます。

現在の（10）住民票及び戸籍の付票閲覧を（12）に、また11、身分に関する証明を（13）として、以下番号を二つずつ繰り下げるものでございます。

附則、この条例は、平成27年10月1日から施行する。

以上が、議案第44号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

条例はそれぞれの町村が徴収条例としてその値を決めるものだというふうに理解をし、今回の改正というふうになっているというふうに思います。

大変申しわけないのですが、私もどこかの本のどこかのページに、国は700円でカードを発行するというのをどこかで見た記憶が、私はあるのですよね。

それで、それが確かかどうかというと、ちょっと不正確な部分もあるので、失礼な質問なのですが、国がそうしているのか、もし国がそうしているのであって、800円という交付の単価ということになれば、その100円は何なのか、そここのところを、私自身の質問自体が否定されれば、されたで結構です。

○議 長

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

この金額につきましては、私ども今議員の方から国からの単価のお話がありました。

さらに、浦臼町近隣の市町村にもすべて確認をいたしまして、近隣的にはすべてが今お話がありました500円並びに800円という形で近隣はすべて統一されております。

その関係で、本町におきましても近隣と同様の形をとらせていただいた次第でございます。

以上です。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

国からは700円という数字は出ていないということなのですか。私の思い違いということですかよということですか。

○議 長

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

800円というふうに国の方からはお話があったと思っております。その関係で各市町村、私の方から直接担当の方にはお電話を差し上げて、そういう国からの指示、指示ではないですけど、そういうお話があるということで800円とさせていただいております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

7番、牧島議員。

○7番（牧島良和君）

前議案同様、住基化については私自身理解できませんので、前回同様の反対の視点で反対といたします。

○議 長

8番、小松議員。

○8番（小松正年君）

賛成の立場から発言させていただきます。

先ほどもありましたように、この制度につきましては、国が推し進める重要な政策でございますので、その点についてこの個人番号通知カードの再交付あるいは交付のこの条例改正については賛成するものであります。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第44号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第44号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第45号

○議 長

日程第11、議案第45号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第45号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例（昭和48年浦臼町条例第19号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由、平成27年10月1日より乳幼児等医療費助成の方法を、今までの償還払いから現物給付に変更することによる。

次ページ、16ページをお開きください。

乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例（昭和48年浦臼町条例第19号）の一部を次のように改正する。

参考資料により説明申し上げますので、参考資料の3ページをお開きください。

まず、第2条につきましては、すべて文言の整理となっております、内容についての変更はございません。

まず、第1項の第3号の改正についてですが、こちらは、号をさらに細かく区分して表記している部分を①、②、③という表記から片仮名のア、イ、ウに表記を変更するものでございます。

続きまして、第4号につきましては、内容については間違いはないのですが、記述が長くて、重複した表現になっておりましたので、整理しております。内容についての変更はございません。

続きまして、第5号及び次ページ、第6号につきましては、こちら第2条の冒頭でこの条例においてという規定をしておりますので、こちらにつきましても重複する記述となっておりますので、5号、6号の各号からこの条例においてという部分を削除しております。

最後に、第7号につきましては、文言の整理と、こちらも重複して記述している部分を整理するために削除しております。

続きまして、第3条につきましても、同様に文言の整理を行っております。字句の修正と法律の番号が抜けておりましたので、法律の番号を追加で入れております。

続きまして、第7条第1項の規定が、今回医療費を現物給付化するための規定となっております。

同じく、第7条の第2項につきましては、現物給付の取り扱いに対応していない、できていない病院を受診した場合は、従前どおり保護者の方が役場の窓口で申請していただいて、償還払いにより給付を受けるということになりますので、その規定となっております。

次ページをお開きください。

第8条につきましては、第7条の改正に伴う改正でございます。

第9条につきましては、文言の整理を行っております。

最後に、第10条と11条につきましては、第7条を追加したことによる条ずれの修正をしております。

本則については以上になります。

議案書の16ページにお戻りください。附則について説明いたします。

附則、この条例は、平成27年10月1日から施行する。

こちらにつきましては、乳幼児等の医療費助成の現物給付化が平成27年10月1日から開始することを規定するものであります。

以上が、議案第45号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、牧島議員。

○7番（牧島良和君）

先ほどの朝の全員協議会での若干の説明のときに、この制度に乗り切れない医療機関もあるというお話でありました。

広域連の中でも、それはそのようなことが同じように引きずっているのだろうというふうに思うのですが、私どもが滝川市、砂川市の近隣の病院であればほとんど大丈夫だろうなど。例えば札幌市だとか、ちょっと親戚のついでほかの市町でという場合だと、それはないところもあるのかなというふうに思いますが、今の現物化にならないところの医院といいますか、病院の性格というか、それはどんなことがあるのでしょうか。

これだけ広域の中でも努力しながら、現物化の方向がよしとされている中で、なかなかそうならないところの理由というのはどんなことが考えられるのでしょうか。

○議 長

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

ただいまの牧島議員の質問についてお答えいたします。

考えられる状況としましては、その病院が国保連なり社会保険支払基金の方に請求することになるのですけれども、そちらの請求の方のシステム等がありますとか、そういった部分の対応ができない病院が漏れてしまうということになるかと推測できます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第45号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第45号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第46号

○議 長

日程第12、議案第46号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第46号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

浦臼町個人情報保護条例（平成12年浦臼町条例第22号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、町が保有する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）について、利用の制限に関する規定並びに削除及び中止の請求に関する規定を設ける等の措置を講ずるため、本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊の参考資料の6ページをお開き願います。

第2条の改正につきましては、定義の追加でございます。特定個人情報、情報提供等記録及び保有特定個人情報の三つの定義を追加する改正でございます。

第9条の改正につきましては、本条の規定を特定個人情報以外の個人情報についての利用及び提供の制限に関する規定とする改正でございます。

第9条の2の改正につきましては、新たに特定個人情報の目的外利用の制限に関する規定の追加でございます。国の行政機関等の特定個人情報の取り扱いに準じ、情報提供等記録の目的外利用は認めないこととし、情報提供等記録以外の特定個人情報につきましては、目的外利用ができる場合を二つの場合に限定、また目的外利用を行ったことについて、本人に事後通知する旨を規定してございます。

12条の改正につきましては、番号制度は電子計算機によるオンライン結

合が前提とされておりまして、手続につきましても番号法の規定に基づき行われるため、本条の規定から保有特定個人情報を除く旨の規定の追加でございます。

13条の2の改正につきましても、個人番号利用事務等の適用除外に関する規定の追加でございます。

番号法で委託が認められている個人番号利用事務と個人番号関係事務を委託した場合は、番号法による委託の規制を受けることとなるため、本条例による委託に関する規定の適用除外とする旨を規定してございます。

第16条の改正につきましても、新たに特定個人情報の削除請求、利用中止請求、提供中止請求に関する規定を追加する改正でございます。第1項及び第2項の規定を特定個人情報以外の個人情報の削除請求、中止請求に関する規定に改め、第3項、第4項及び第5項を追加するものでございます。

それぞれの請求事由につきましても、国の行政機関の特定個人情報の取り扱いに準じて規定してございます。

第16条の2の改正につきましても、情報提供等記録の訂正、削除及び中止請求については、国の行政機関の取り扱いに準じ、認めないこととする規定の追加でございます。

第17条の改正につきましても、請求の区分に中止を加え、開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求については、行政機関個人情報保護法では、本人のほか法定代理人について認めているのに対し、番号制度では任意代理人により請求を認めているため、そのことを明確化するための改正でございます。

第18条の改正につきましても、開示請求等に対する決定等に関する規定の改正でございます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との整合性等を図るため、開示請求に対する決定期限を15日以内から14日以内に、また訂正、削除、中止請求に対する決定期間を20日以内から30日以内に改める改正でございます。

第19条の改正につきましても、中止をした場合においても、請求者に通知する旨の規定を追加し、また番号法第30条第1項の規定により読みかえる行政機関個人情報保護法第35条により、情報提供等記録を訂正したときは、実施期間は必要に応じ総務大臣及び情報照会者または情報提供者に通知することが求められているため、その旨の規定を追加するものでございます。

第24条の改正につきましても、国の行政機関の個人情報の取り扱いに準じ、特定個人情報の開示については、他制度との重複請求を認めることとする規定の追加でございます。

第25条の改正につきましても、準用する規定に本改正により追加した規定を含める改正でございます。

本条例につきましても、番号法の施行日、平成27年10月1日から施行しようとするものですが、改正後の第9条の2第2項及び第3項、第16条

の2、第19条第6項の規定につきましては、番号法附則第1条第4号に定める日、平成28年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第46号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議いただき、決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第46号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第46号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第47号

○議 長

日程第13、議案第47号 浦臼町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第47号 浦臼町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町立診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年浦臼町条例第22号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、指定管理者を広く募集するため、指定管理の期間を短縮するものでございます。

次ページをお開きください。

浦臼町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

浦臼町立診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年浦臼町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、浦臼町立診療所の設置及び管理に関する条例第5条中に規定しております指定管理者の管理の期間におきまして、管理の期間の10年間に5年間に短縮するものであります。これによりまして募集者を広く求めるものとなっております。

また、新たに附則といたしまして、施行期日、1、この条例は、公布の日から施行し、平成27年8月3日から適用する。

適用区分、2、改正後の規定は、平成28年度以後に管理を行う指定管理者について適用し、平成27年度まで管理を行う指定管理者については、なお従前の例によるを追加規定するものであります。

以上が、議案第47号 浦臼町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第47号 浦臼町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第47号 浦臼町立診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第48号

○議 長

日程第14、議案第48号 浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

議案第48号 浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年浦臼町条例第33号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、指定管理者を広く募集するため、指定管理の期間を短縮するものとなっております。

次ページをお開きください。

浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年浦臼町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容でございますが、先ほど議案第47号で議決賜りました町立診療所同様の指定管理の期間の短縮をするものでございます。

医療業務での管理期間の統一を図るものとなっております。浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例第5条中に規定しております指定管理者の管理の期間におきまして、管理の期間の10年間を5年間に短縮するものでございます。

これによりまして、応募者を広く求めるものとなっております。

また、新たに附則といたしまして、施行期日、1、この条例は公布の日から施行し、平成27年8月3日から適用する。

適用区分、2、改正後の規定は平成28年度以後に管理を行う指定管理者について適用し、平成27年度まで管理を行う指定管理者については、なお従前の例によるを追加するものとなっております。

以上が、議案第48号 浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第48号 浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第48号 浦臼町歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第49号

○議 長

日程第15、議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 斉藤純雄

提案理由につきましては、構成団体について、6団体の脱退と1団体の加入に伴う規約別表第1の変更を協議するため、また共同処理する事務の第1項から第7項までについて5団体の脱退と18団体の加入、共同処理する事務の第9項については6団体の脱退と1団体の加入に伴う規約別表第2の変更を協議するためでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の13ページをお開き願います。

別表1、組合を組織する地方公共団体の変更につきましては、石狩振興局の方から、道央地区環境衛生組合を削り、団体数16を15に改め、渡島総合振興局の項から、南渡島青少年指導センター組合を削り、団体数17を16に改め、十勝総合振興局の項から、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合及び南十勝消防事務組合を削り、とちち広域消防事務組合を加え、団体数28を25に改める変更でございます。

別表第2の変更につきましては、1から7の項の共同処理する団体欄中、白老町の次に音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町を加え、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北3町行政事務組合を削り、次ページをお開きいただきまして、9の項の共同処理する団体欄中、道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、北十勝

消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合を削り、十勝中部広域水道企業団の次に、とかち広域消防事務組合を加える変更でございます。

本規約につきましては、地方自治法２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございますが、別表１のとかち広域消防事務組合を加える改正規定を除く十勝総合振興局の項の改正規定、また別表２、１から７項の共同処理する団体欄中の改正規定及び９の項の道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合を削る改正規定及びとかち広域消防事務組合を加える改正規定を除く共同処理する団体欄中の改正規定につきましては、平成２８年４月１日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第４９号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についての内容でございます。よろしくご審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第４９号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第４９号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第５０号

○議 長

日程第１６、議案第５０号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第５０号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように変更する。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日解散により脱退し、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から、とち広域消防事務組合が加入し、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日解散により脱退することに伴い、北海道市町村退職手当規約別表を変更すること及び規約を左横書きに改めることについて協議するためでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の15ページをお開き願います。

別表の一部事務組合（石狩）の項から、道央地区環境衛生組合を削り、（渡島）の項から、南渡島青少年指導センター組合を削り、（十勝）の項から、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合を削り、とち広域消防事務組合を加える変更でございます。

本規約につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございますが、別表のとち広域消防事務組合を加える改正規定を除く（十勝）の項の改正規定につきましては、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項によりまして、本規約を左横書きに改めることとしてございます。

以上が、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約についての内容でございます。よろしくご審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第51号

○議 長

日程第17、議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を次のように変更する。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 齊藤純雄

提案理由につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約第1条の整備、また道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合の脱退に伴い、規約別表第1の変更について協議するためでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の16ページをお開き願います。

第1条の変更につきましては、目的に関する規定の整備のための改正でございます。

別表第1の変更につきましては、道央地区環境衛生組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、南渡島青少年指導センター組合を削り、とちろ広域消防事務組合を加える変更でございます。

本規約につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございますが、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る規定につきましては、平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約についての内容でございます。よろしくご審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

◎日程第18 同意第3号

○議 長

日程第18、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 齊藤純雄

同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、
氏名、向井一成、□□□□□□□□□□□□□□□□□□、選任理由、任期満了によるものであります。

以上が、同意3号の内容であります。十分ご審議いただき、同意くださりますようよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第19 同意第4号

○議 長

日程第19、同意第4号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

同意第4号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 斉藤純雄

同意を求める者の住所□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、
氏名、島智寛、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、選任理由、任期満了によるものであります。

以上が、同意第4号の内容でございます。十分ご審議いただき、同意くださるようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第4号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第4号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定されました。

◎日程第20 報告第3号

○議 長

日程第20、報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告する。

平成27年9月16日提出

浦臼町長 齊藤純雄

監査委員の審査意見書につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

次のページをお開き願います。

平成26年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

表内の項目についてご説明申し上げます。

財政健全化法の四つの手法につきまして、財政状況を判断するものでございます。

①実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率につきましては、これまで同様赤字及び資金不足が生じていないことから数値化されていないところでございます。

③の実質公債費比率につきましては、平成26年度14.6%、昨年と比べますと2.2ポイント改善されたところでございます。

しかしながら、歳入の半分近くを交付税が占めている状況は変わりなく、国の財政状況により地方交付税の減額などを想定しまして、引き続き財政の健全化に向けて努力するところでございます。

④将来負担比率につきましては、一部事務組合の地方債残高の増加、増額や農業振興基金の取り崩し等により悪化の要因に傾いてございますが、平成25年に引き続き、数値化されていないところでございます。

次のページをお開き願います。

平成26年度決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

表内の項目について説明申し上げますが、①の資金不足比率につきましては、資金不足がございませんので、数値化されていないところでございます。

以上が、概要の説明を申し上げまして、平成26年度決算に基づく健全化判断比率のご説明とさせていただきます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告については報告済みといたします。

◎日程第21 認定第1号～日程第24 認定第4号（一括議題）

○議 長

日程第21、認定第1号 平成26年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第2号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第3号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第4号 平成26年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

ただいま議題となりました認定第1号 平成26年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第3号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第4号 平成26年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これら4件につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月17日から25日までの期間、町監査委員においてそれぞれの会計の決算について審査をいただいたところでございます。

よって、地方自治法第233条の第3項の規定により、これら意見書を付

しまして、議会の認定に付するものでございます。審査の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案に当たっての説明とさせていただきます。

○議長

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

動議を提出したいと思います。

ただいま議案となりました平成26年度浦臼町一般会計歳入歳出決算外3件につきましては、総合的見地から慎重なる審議を要するものと考えますので、議長及び議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付されるよう望みます。

以上です。

○議長

2番、中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの動議について賛成をいたします。

○議長

東藤晃義議員の動議は、賛成者がありますので成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

東藤晃義議員の動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されたいとの動議は可決されました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任についてお諮りをします。

決算審査特別委員として、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

認定第1号 平成26年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、
認定第2号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、
認定第3号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、
認定第4号 平成26年度浦臼町下水道事業特別会

計歳入歳出決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、ただいま設置されました決算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時50分

○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので周知いたします。

委員長に中川清美議員、副委員長に野崎敬恭議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第25 発議第5号

○議 長

日程第25、発議第5号 事務の検査についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第5号 事務の検査についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 事務の検査については原案のとおり可決されました。

◎日程第26 意見書案第4号

○議 長

日程第26、意見書案第4号 安全保障関連法案の国民への十分な説明と徹底審議を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第4号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第4号 安全保障関連法案の国民への十分な説明と徹底審議を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第4号 安全保障関連法案の国民への十分な説明と徹底審議を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第27 意見書案第5号

○議 長

日程第27、意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第5号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第28 所管事務調査

○議 長

日程第28、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長から、閉会中の合同政務調査について会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りいたします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第29 所管事務調査

○議 長

日程第29、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長から、閉会中の事務調査について会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第30 議員の派遣について

○議 長

日程第30、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成27年第3回浦臼町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時56分